

武蔵野市
一般廃棄物処理基本計画
【案】

(平成 31 年度～平成 40 (2028) 年度)

平成 3 1 年 4 月

武蔵野市廃棄物に関する市民会議

目 次

第1編 一般廃棄物処理基本計画	1
第1部 総論	1
第1章 計画策定の背景と目的.....	1
第2部 ごみ処理基本計画	12
第1章 基本理念.....	12
第2章 基本方針.....	12
第3章 計画の目標.....	14
3-1 ごみ排出量の将来推計	14
3-2 計画目標.....	18
3-3 計画目標を達成した場合のごみ排出量将来推計結果	23
第4章 ごみ収集の課題と将来的な構想	24
第5章 今後求められる取り組み.....	25
5-1 主な施策.....	25
5-2 計画の体系.....	38
第3部 生活排水処理基本計画	42
第1章 生活排水処理の現状.....	42
第2章 今後の取り組み.....	43
第4部 計画の推進	44
第1章 計画の推進.....	44
第2編 武蔵野市災害廃棄物処理計画	46
第1章 総論.....	47
1-1 目的.....	47
1-2 計画の位置付け.....	47
1-3 計画の対象.....	47
1-4 災害廃棄物対策の基本的な考え方	49
第2章 災害廃棄物対策.....	54
2-1 平時の備え（体制整備等）	54
2-2 初動期[発災後約1週間まで]	55
2-3 災害応急対応期[約1～3か月程度]	56
2-4 災害復旧・復興等.....	57
2-5 災害廃棄物処理支援.....	57
第3章 処理計画の継続見直し、対策訓練	59

3-1	処理計画の見直し.....	59
3-2	処理計画に基づく対策訓練情報連絡訓練	59
第3編 廃棄物処理施設等の施設整備・維持管理計画		60
第1章	概要及び計画の位置づけ.....	60
第2章	対象施設及び公共施設等総合管理計画における類型別方針	60
第3章	施設別の現状と今後の方向性	61

第1編 一般廃棄物処理基本計画

第1部 総論

第1章 計画策定の背景と目的

本市では「市民一人1日当たりのごみ・資源物の排出量（以下「ごみ排出量原単位」という）」を多摩地域の平均である700gまで減らすことを目的として平成18年11月に「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」を宣言し、市民・事業者・行政が協働でごみ減量に取り組んできました。その結果、平成21年度にごみ排出量原単位700gは達成されましたが、依然として多摩地域の平均を上回る状況です。そこで、平成22年5月に「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」をあらためて宣言し、さらなるごみ減量に取り組んでいます。

そのような中、本市は平成27年3月に「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（平成27年度～平成36（2024）年度）（以下「前計画」という。）」を策定しましたが、計画策定以後も社会経済状況は大きく変化しています。

直近の廃棄物処理に関する重要な課題としては、マイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロス対策が挙げられます。また、台風やゲリラ豪雨、地震等の災害時に排出される災害廃棄物処理についての検討も急務になっています。

これらの背景には、一般廃棄物処理だけの問題に留まらず、既に起こっている地球温暖化や気候変動などによる地球規模の環境問題が関連しています。そのため、本計画においては、平成27年9月に国連サミットで採択された持続可能な社会を目指して世界共通の17の目標を掲げたSDGsの達成に貢献できる施策を展開する必要があります。特にSDGsの目標の一つであるマイクロプラスチックによる海洋環境汚染の解決は、世界的な課題となっており、我が国でも植物由来プラスチックの製品化やレジ袋の有料化といった動きがあります。

景気動向については、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復基調を辿っていますが、雇用状況の改善及び東京オリンピック・パラリンピックを控えた建設需要増大は人員不足と人件費高騰を招き、事業経費増加の一因となっています。

本市の状況に目を向けますと、西部地区での大規模開発や企業の社宅や工場などの移転跡地への大規模マンション建設により人口が漸増しており、平成30年中には14万5千人に達し、今後もこの傾向は暫く継続する見込みです。一方、高齢者率が約21%に及ぶ超高齢社会を迎えており、高齢者の単身者世帯も増加しています。

また、中間処理施設であるクリーンセンターの耐用年数が近づいたことから、平成26年から新クリーンセンター建設工事が始まり、平成29年4月に竣工しました。新クリーンセンターでは、これまでの廃熱利用に加え、ごみ発電とガスタービン発電によるコージェネレーション設備を備えた地域分散型エネルギー源として、エネルギーの有効利用と災害時のエネルギー供給拠点の役割を担うものとなりました。

更に、本市は平成32（2020）年度以降を計画期間とする第六期長期計画策定を控え

ていることから、一般廃棄物処理基本計画の内容を第六期長期計画に反映させることで計画の実効性を高めるため、前計画の計画期間を前倒しし、新たに平成 31（2019）年度を初年度とする計画の一部改定を行うものとなりました。

1. 計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定により定めるものです。

本計画は国の各種法律等を遵守するものであるとともに、武蔵野市長期計画の個別計画として位置付けられます。

一般廃棄物処理基本計画は固形廃棄物についてのごみ処理基本計画及びし尿等の生活排水についての生活排水処理基本計画、災害廃棄物処理計画並びに施設整備維持管理計画からなります。

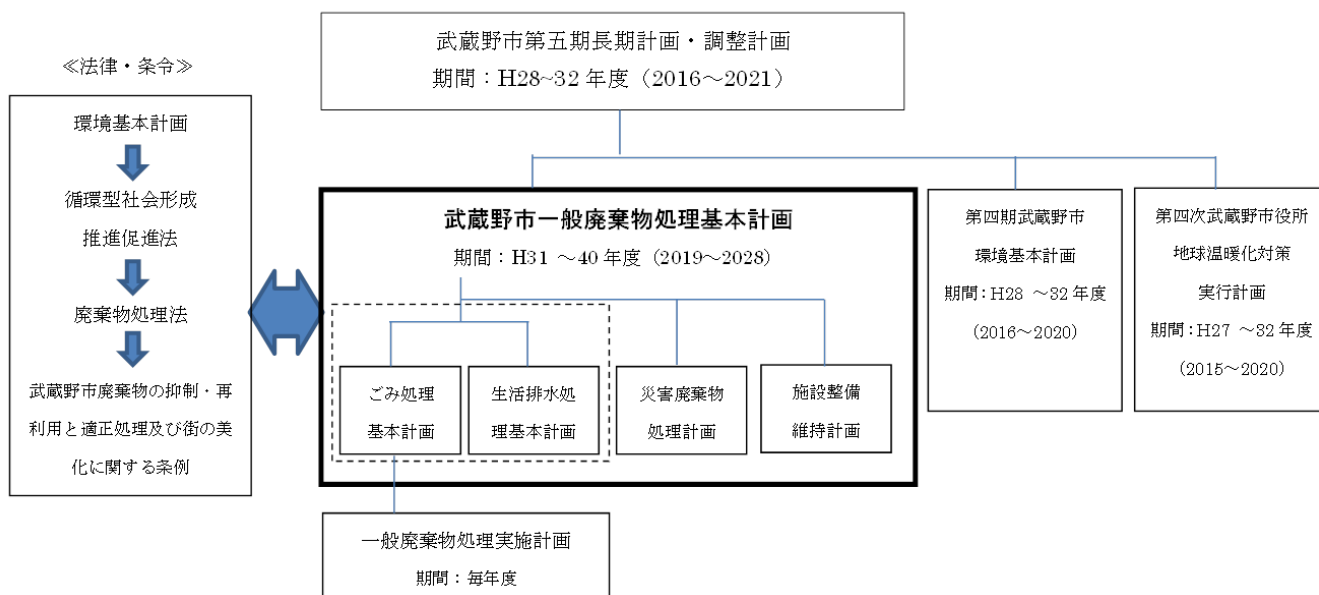


図 1-1 計画の位置づけ

2. 計画期間

平成 31（2019）年度から平成 40（2028）年度を計画期間とする 10 年間の計画とします。なお、計画の実効性をより高めるため、基本的には長期計画及び調整計画に連動して見直しを行うものとします。

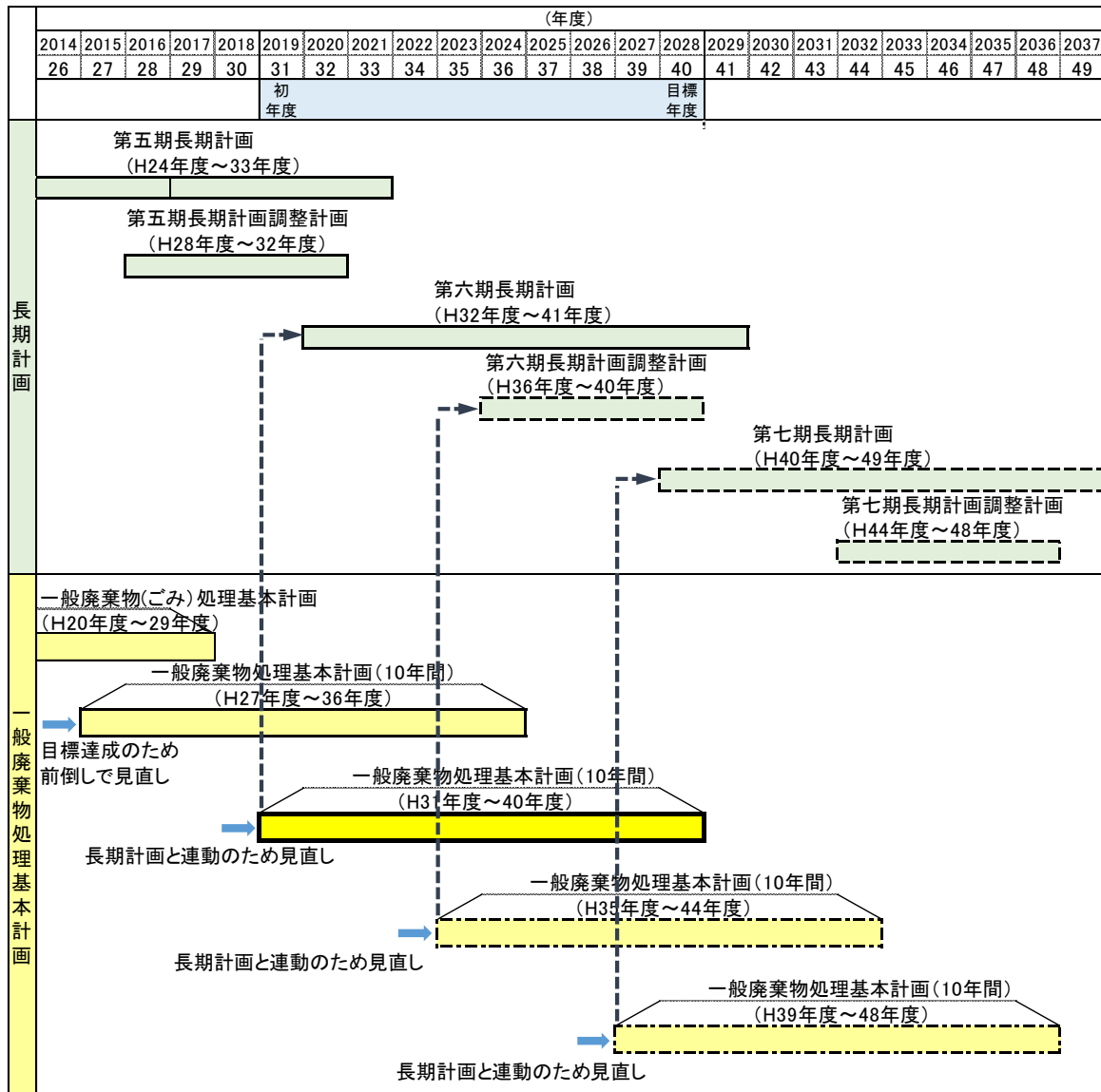


図 1-2 計画期間

3. これまでの成果（前計画）～実績と評価の概要～

前計画では計画の目標として「ごみの排出抑制」、「最終処分量の削減」、「ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減」に係る目標を定めていました。

平成 29 年度実績値における前計画の目標値の達成状況を以下に整理します。この目標達成状況を整理した上で、本計画の目標値を改めて設定することとします。

(1) ごみの排出抑制

前計画における目標達成状況を表 1-1 に示します。前計画の目標年度は平成 36 年度であるため、平成 29 年度の計画値と実績の比較を行います。

ごみ排出量原単位は、平成 29 年度の計画値 650 g に対して、実績値は 633 g と順調に推移しています。また、事業系持込ごみ年間当たりの排出量は平成 29 年度計画値 6,570 t に対し 5,729 t であり、平成 36 (2024) 年度の目標値 6,370 t を既に下回っています。

ただし、平成 30 年 1 月の中国の廃プラ・雑古紙等の輸入規制に伴う影響等で、事業者の搬入による可燃ごみ量が増加に転じており、排出傾向について注視が必要です。

表 1-1 ごみの排出抑制に係る目標の達成状況

	目標値 (H36)	H29実績	H29計画値	目標値 (H36(2024))との比較
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	600 g/(人・日)以下	633 g/(人・日)	650 g/(人・日)	当該年度の計画値を満たし順調に推移 (目標値までさらに33g減)
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	6,370 t/年	5,729 t/年	6,570 t/年	当該年度の計画値を満たし順調に推移 (目標値も達成)

過去 5 年間のごみ排出量の実績を表 1-2 に、ごみ排出量の推移を図 1-3 に示します。

本市のごみ排出量は人口が増加しているにも関わらず、家庭ごみ収集量、事業者の搬入による可燃ごみ量ともに年々減少傾向にあります。全国的にもごみ排出量は減少傾向を示しています。

平成 29 年度の家庭系ごみ一人 1 日当たりの排出量は 633 g、事業者の搬入による可燃ごみを含めたごみ量全体の一人 1 日当たりのごみ排出量は 741 g となっています。また、事業系の持込可燃ごみの排出量は 5,729 t です。

前計画の平成 36 (2024) 年度の目標値は家庭系ごみ一人 1 日当たりの排出量 600 g で、平成 29 年度の計画値は 650 g となっております。本市の家庭系ごみ一人 1 日当たりの排出量は減少傾向にあり、順調に各年度の計画値を満足しています。また、事業者の搬入による可燃ごみは平成 36(2024)年度の目標値は年間排出量 6,370 t に対し、年々減少傾向にあり、平成 28 年度以降は目標を達成している状況にあります。

表 1-2 ごみ排出量の実績

年度	収集対象人口	家庭系ごみ収集						事業者の搬入による可燃ごみ	合計	年間1人当たり排出量	一人1日当たり排出量	家庭系ごみ一人1日当たり排出量
		燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	有害ごみ	収集量計					
	人	t	t	t	t	t	t	t	t	kg	g	g
25	140,598	21,089	1,246	1,377	10,782	92	34,586	6,862	41,448	295	808	674.0
26	142,108	20,545	1,129	1,477	10,865	90	34,106	6,272	40,378	284	778	657.5
27	143,251	20,725	1,165	1,476	10,829	87	34,282	6,609	40,891	285	780	653.9
28	143,864	20,526	1,118	1,412	10,633	84	33,773	5,805	39,578	275	754	643.2
29	145,016	20,371	1,105	1,467	10,477	82	33,502	5,729	39,231	271	741	632.9

出典)平成26年度版 事業概要 廃棄物の抑制・再利用と適正処理(統計:平成25年度実績)

*人口は各年度10月1日付けの住民基本台帳人口で、平成23年度以前は外国人登録者含む

*粗大ごみには、粗大ごみ再生分を含む

*資源ごみは、古紙・ビン・缶・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装の資源収集合計に、排出抑制した量(拠点回収・剪定枝木回収分)を加えたもの。剪定枝木には公園等の分は含まない(家庭から排出されたもののみ)

*集団回収分は含まない

*小数点以下は端数処理をしているので、合計が合わない場合がある

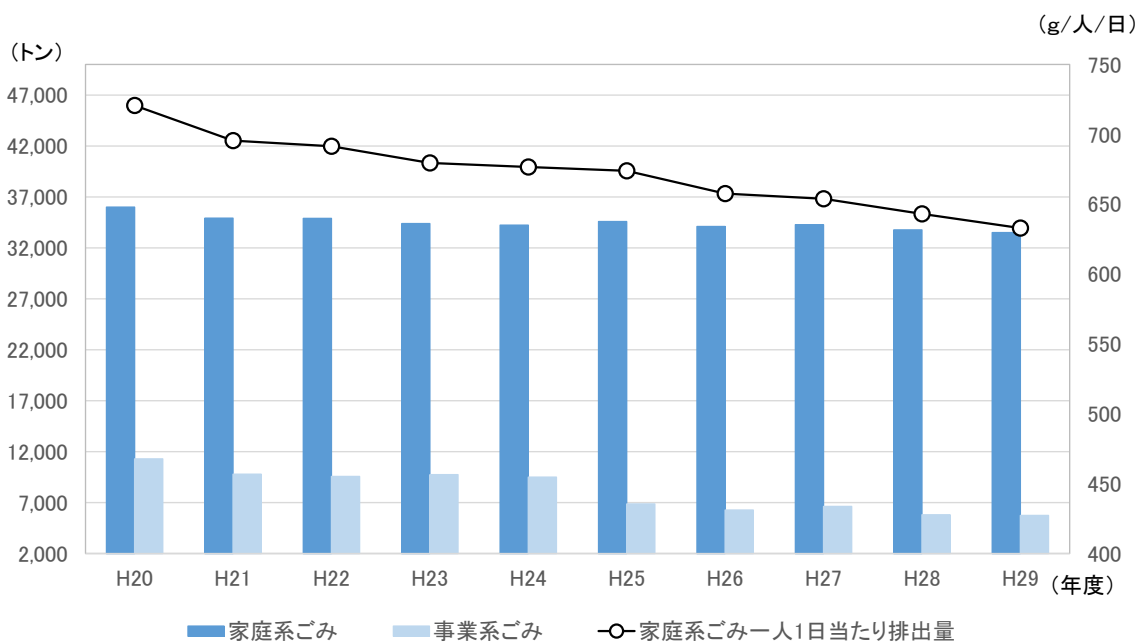


図 1-3 ごみ排出量の推移

(2) 最終処分量

以下に示す目標に対し、平成 26 年度以降、参考表 1 及び表 1 - 3 に示す本市の割り当て量を順守しています。

最終処分量の削減目標

目標	最終処分量の削減 (東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量の順守)
実績	平成 26 年度以降 参考表 1 の割り当て量を順守している

参考表 1 最終処分場搬入配分容量（武蔵野市割り当て量）

年度	25	26	27	28	29
焼却灰(t)	2,613	2,797	2,817	2,855	2,742
不燃物(m ³)	67	57	63	0	0
計	2,680	2,854	2,880	2,855	2,742

出典) 平成 30 年版 事業概要 (統計: 平成 29 年度実績)

本市では、平成 18 年 7 月より引き続き焼却灰のエコセメント化を実施し、最終処分量は 0 t を継続しています。

本市の焼却処理量と焼却残灰量等の実績を表 1-3、図 1-4 に示します。ごみ量の減少にともない、焼却処理量は減少し、焼却残渣率も減少しています。

表 1-3 焼却処理量と焼却残灰等の実績

年度	焼却量(t)	焼却残灰(t)	焼却残渣率(t)	焼却灰資源化(t)
平成20	34,967	3,534	10.107%	3,534
平成21	32,818	3,246	9.891%	3,246
平成22	32,742	3,256	9.944%	3,256
平成23	32,800	3,256	9.927%	3,256
平成24	32,508	3,192	9.819%	3,192
平成25	29,929	2,956	9.877%	2,956
平成26	28,793	2,794	9.704%	2,794
平成27	29,376	2,849	9.698%	2,849
平成28	28,247	2,647	9.371%	2,647
平成29	28,052	2,635	9.393%	2,635

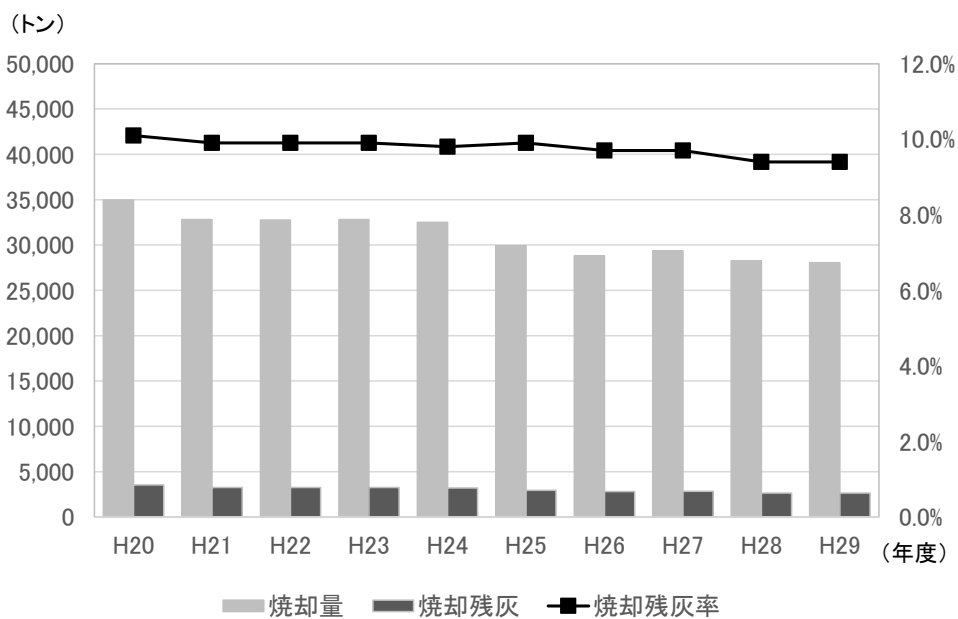


図 1-4 焼却処理量と焼却残灰等の推移

(3) ごみ処理・資源化コストの効率化環境負荷の低減

ごみ処理・資源化コストの効率化については、ごみ収集の在り方等検討委員会による検討の結果、平成 31（2019）年度より収集頻度削減及び収集地区割と収集品目の平準化を行うこととしました。また、平成 26 年度分からは分別品目別処理費用を算出し、併せて事業概要にて周知を始めました。

環境負荷の低減については、焼却処理による CO₂ 排出量でみると、H29 年度のクリーンセンターでの焼却による年間 CO₂ 排出量は 12,183,352kg-CO₂ となっています。

ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の計画目標

目 標
事業の改善及びコストの効率化（経費とその内訳のわかりやすい内容での周知）
クリーンセンターでの焼却処理に伴って排出される温室効果ガスの削減 （東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容（量）化基本計画で定められた配分量に基づく）

本市のごみ処理経費の実績を表 1-4 に示します。本市のごみ処理経費は一般会計の 4% 程度を占めています。

平成 28 年度以降、新クリーンセンターの運用に伴い中間処理費の減額が顕著です。それぞれの部門別の割合をみると、収集・運搬経費が約 53%、中間処理費が約 29%、最終処分費が約 14%、減量・資源化対策費が約 3% となっています。

また、家庭ごみの分別品目別処理費用を表 1-5 に示します。品目によって処理費用は大きく異なっています。

表 1-4 ごみ処理経費の実績

(単位:千円)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収集・運搬費	1,384,222	1,431,530	1,422,276	1,411,454	1,415,226
中間処理費	1,035,425	1,010,923	959,511	734,431	757,237
最終処分費	408,653	392,222	377,244	364,687	373,079
減量・資源化対策費	98,000	82,036	82,855	82,212	79,882
ごみ処理経費計	2,926,301	2,916,711	2,841,886	2,592,784	2,625,424
ごみ処理経費(円/人)	20,847	20,514	19,840	18,017	18,133
し尿処理経費	33,269	34,337	32,624	30,015	31,808
廃棄物処理経費計	2,959,570	2,951,048	2,874,510	2,622,799	2,657,232
一般会計	59,838,464	61,779,830	65,591,758	68,518,083	63,842,725
一般会計に占める割合	4.95%	4.78%	4.38%	3.83%	4.16%

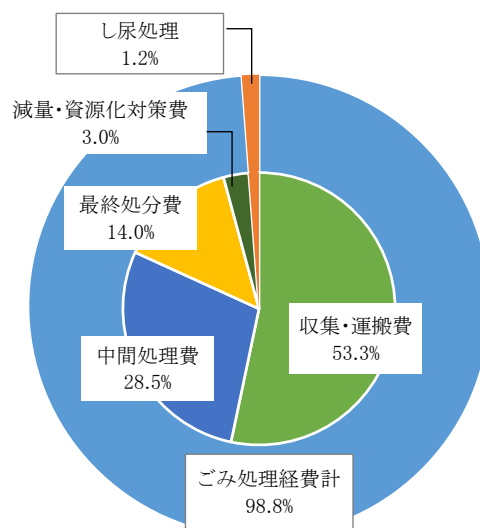


図 1-5 ごみ処理経費の分別割合 (平成 29 年度実績)

表 1-5 家庭ごみの分別品目別処理費用 (平成 29 年度実績)

	収集経費 (千円)	その他*1 (千円)	経費計 (千円)	収集量 (kg)	kg当り単価 (円)
可燃・不燃ごみ	424,818	533,403	958,221	21,475,530	44.6
資源物(びん)	94,880	4,620	99,500	1,435,460	69.3
資源物(古紙・古布)	219,364	-67,544	151,820	6,000,660	25.3
資源物(缶)	126,425	-38,629	87,796	444,400	197.6
資源物(ペットボトル)*2	89,282	-17,815	71,467	452,210	158
資源物(その他プラ容器)*2	195,929	-8,519	187,410	1,903,010	98.5

*1:「その他」はごみ処理手数料(ごみ袋代)、売り払い代金や保管料・処理委託料等。可燃・不燃ごみには中間処理費および最終処分費が含まれる。本表は行政収集にかかる費用で、小規模事業所から排出されたごみを含むが民間搬入は含まない。

*2: ペットボトルとその他プラ容器の収集経費は、回収車両台数に基づき按分し算出したものである。

(4) 主な施策の成果

平成 16 年 10 月から開始された家庭系ごみの有料化及び戸別収集により、平成 22 年 3 月「武蔵野ごみチャレンジ 700 グラム」達成しました。引き続き「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム」を宣言し、ごみ減量の取り組みを継続しています。

平成 28 年 1 月に、ごみ収集事業の環境負荷低減と事業効率化、ごみ総量の減量を図るため、「武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会」を設置し、合理的なごみ収集事業の在り方について議論を重ねてきました。平成 30 年 9 月に最終報告書がまとまり、事業見直しに関する将来的な展望を示しました。その一環として、まずは平成 31 年 4 月から、行政収集の収集頻度変更及び曜日当たりの収集量平準化を実施しました。

平成 26 年 5 月に着工した新クリーンセンターが平成 29 年 4 月に本格稼働を開始し

ました。これまでの廃熱利用に加え、ごみ発電とガスタービンによる発電機能を備えており、コージェネレーションによる地域分散型エネルギー源として有効利用されています。

新クリーンセンター竣工後に複数回発生した発煙・発火事故及び東京オリンピック・パラリンピックに向けた「みんなのメダルプロジェクト」を契機として、増加するリチウムイオン電池の除去と稀少金属資源の有効利用のため、平成 30 年 10 月から小型家電拠点回収事業の拡充も図り、市内公共施設やコミセンに回収ボックスの設置を進めています。また、発煙・発火事故のリスク低減については、有害ごみの適正分別についての啓発も強化しています。

(5) 家庭ごみの組成分析

本市では、ごみ処理計画や「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム」の実現に向けた施策等の基礎データとすることを目的に、平成 19 年よりごみ組成調査を実施しています。平成 28 年度に実施した分析の結果を以下に示します。

①可燃ごみ

可燃ごみの物理的組成をみると、燃やすごみが 90.66%、分別不適物が 8.76%、その他（ごみが入っていた容器・包装等）が 0.57%であり、分別不適物の内訳のほとんどは資源化可能なもの（8.76%中 8.41%）でした。

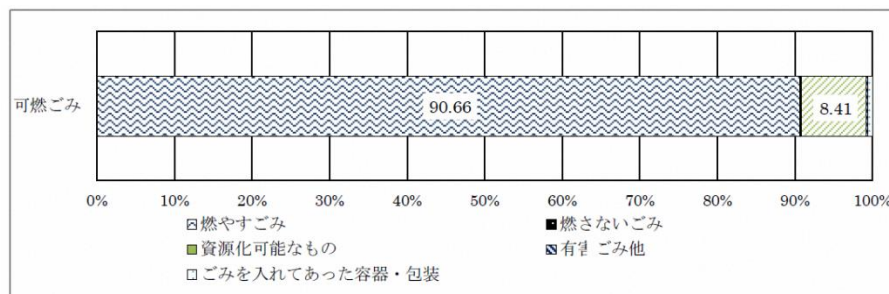


図 1-6 可燃ごみの物理的組成（湿ベース重量パーセント）

②不燃ごみ

単純平均でみると、燃やさないごみが 82.55%であり、燃やすごみ（旧燃やせないごみ）が 8.11%、資源化可能なものが 6.37%でした。

調査地区別にみると、適正に分別された燃やさないごみの比率は境が最も高く（84.82%）、次いで吉祥寺（83.40%）、中央（79.42%）の順でした。

今回の調査では吉祥寺が燃やすごみ（旧燃やせないごみ）の比率が高く、中央が資源化可能なものの比率が高くなっていました。

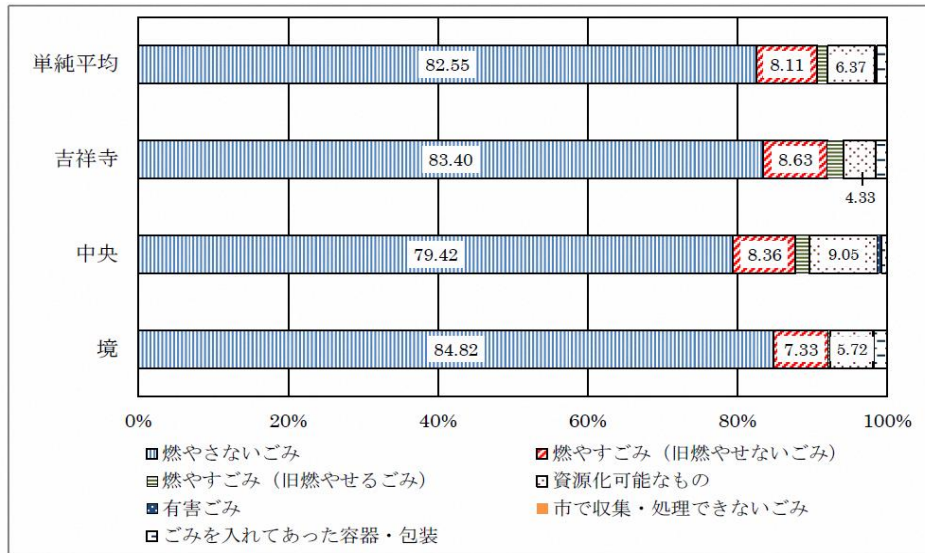


図 1-7 不燃ごみの物理的組成（湿ベース重量パーセント）

③小型家電の排出状況

本市では、市指定の袋に入る家電（小型家電）を燃やさないごみとして収集を行っています。そのため、不燃ごみに占める小型家電の比率が高く、今回の調査では不燃ごみの40.57%が小型家電でした。不燃ごみとして回収した中に含まれる燃やさないごみの物理的組成比率は以下の通りです。

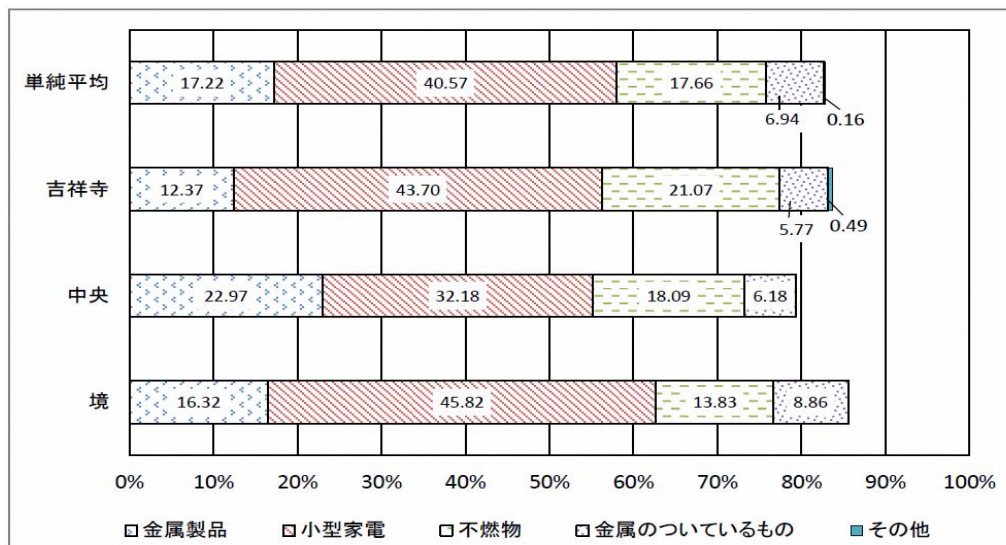


図 1-8 燃やさないごみの物理的組成比率（湿ベース重量パーセント）

④食品ロスの排出状況

食品ロスについては、世界的な課題となっており、国では「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を設置し、食品ロスの削減に向けた取り組みが進められています。また、地方自治体においても、各自治体の地域特性等を踏まえて、食品ロスの削減に向けた取り組みが始まりつつあります。

今回の調査では資源化できる食品廃棄物（手つかず食品、手つかず飲料、調理くず、

食べ残し、その他分類できない厨芥類)を食品ロスの一つの目安としました。可燃ごみ中の食品廃棄物は、調査対象試料のうち39.92%を占める25.05kgが排出されました。その内手つかず食品は2.14%で、食品廃棄物全体のうち約5%となっています。手つかず食品の中には、菓子類、野菜などが含まれていました。また今回、不燃ごみの中にも手つかず食品(食品が入ったままのびんなど)が1.04kgありました。

※本来であれば食品ロスは手つかず食品、手つかず飲料、調理くず、食べ残し、過剰除去を含めたものであるが、過剰除去は特定が困難であるため、その他分類できない厨芥類に含めている。

分類項目	重量(kg)	容積(ℓ)	比率(%)	
厨芥類	手つかず食品	1.34	4.00	2.14
	手つかず飲料	0.20	0.50	0.32
	調理くず(加熱、加工等調理前のもの)	12.20	40.00	19.44
	食べ残し(加熱、加工等調理後のもの)	0.62	2.00	0.99
	その他分類できない厨芥類	10.69	30.00	17.03
	資源化できない厨芥類	0.31	1.00	0.49

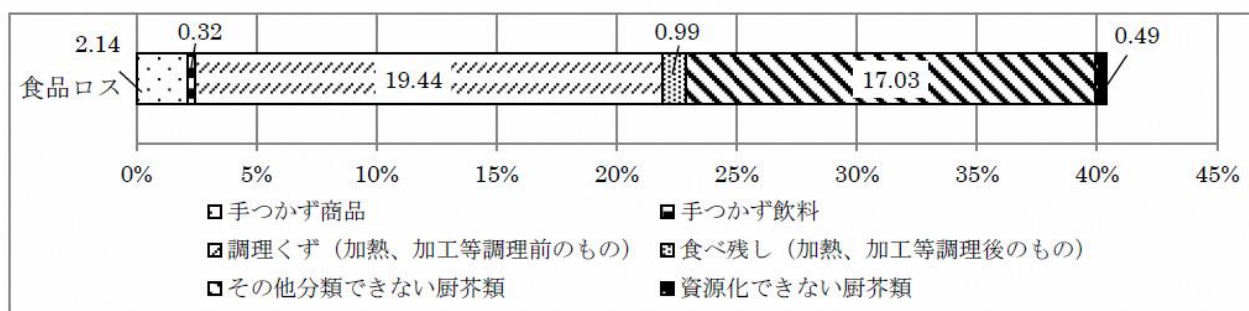


図 1-9 食品廃棄物の排出状況

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 基本理念

現在、地球環境は温暖化とそれに伴う気候変動、資源の枯渇、生物多様性の危機等に直面しています。それらは、直接的な影響のみならず、間接的に社会経済の不安定化をもたらし、ゆくゆくは生物としての人類の生存を脅かすものとなります。我々の日々の生活の中でも、夏季の酷暑、ゲリラ豪雨の多発、台風の巨大化、従来想定されないような降雪、そしてそれによる災害等、数十年前と比較して環境が大きく変わっていることは明らかです。そのため、市民一人ひとりが地球環境への負担を減らす意識を持ち、自らのできることを取り組む必要があります。

私達が本来目指すべきは、持続可能（サステナビリティ）な循環型社会であり、地球環境を保全するため、資源やコスト等を有効に活用した省資源・省エネルギーの社会を作らなければなりません。また、循環型社会は、リサイクルのイメージに偏って捉えられがちですが、省資源、低排出、低環境負荷の達成が目的であり、エネルギーやコストを多量に消費しながら非効率的にリサイクルを強化しても、真の持続的な循環型社会の形成に繋がりません。

『環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の 持続可能な都市を目指す』

これは、将来にわたって発展を継続していくために、市民生活や事業活動において、エネルギー及び資源の消費を抑えながら、ごみの発生を可能な限り抑制することを第一に考え、その上で、排出されるごみについても、必要かつ適正な資源化处理等を行うことにより、環境に与える負荷の小さい都市を目指していくことを示しています。そして、それがSDGsの達成にも貢献することになります。

第2章 基本方針

基本理念を達成するため、本計画においては、以下を基本方針として設定します。

計画の推進にあたり、市民・市民団体・事業者・行政が、それぞれの責務を果たすとともに、効果的な連携・補完が可能となるよう、相互の関係を再構築することを基本方針とし、ごみの発生抑制・排出抑制・資源化に努め、基本理念の達成を図っていくものとします。

基本方針

『市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築』

市民は、日々の生活の中でごみの減量を意識し、行動します。市民が意識を変え、取り組むことでごみの減量は可能です。そのことなくして、根本的なごみの減量を行うことはできません。ごみの発生抑制実現のため、一人ひとりのライフスタイルを見直し、その考えや取り組みを身近な市民に広げていきます。

市民団体は、率先的な活動を行い、その活動を通じて課題を掘り下げるとともに、市民団体ならではのネットワークを通じて問題意識やその改善のための取り組みを市民に広げていきます。また、全市民が取り組むことは現状では困難ですが、ごみ減量等に望ましい先駆的なもしくは専門的な取り組みや、草の根的な手法が有効な身近な活動を、顔と顔が見える関係の中で行っていきます。

事業者は、環境負荷を踏まえ可能な取り組みを行います。商品やサービス等が自らの手を離れたらそれで終わりと考えてるのではなく、製造、販売、利用、そして廃棄に至る過程における環境負荷について配慮を行います。また、事業者は、市民一人ひとりのライフスタイルを変える手立てとして廃棄物発生抑制の工夫を行います。

市は、その責任において、環境負荷を踏まえ、効果的・効率的にごみ処理を行うとともに、ごみの実態を把握し、その現状を広く正確に伝え、市民・事業者がごみ減量等の活動に積極的に取り組むべき意義を明らかにします。

環境への負荷の少ない持続可能な都市を目指すためには、市民生活、事業活動の各部分、各段階において、ごみとして発生するものを減らし、また資源を有効利用していく必要があります。そのためには、一人ひとりがごみ問題を含めた環境問題を自らの問題として捉えるとともに、自らの足元からライフスタイルや事業活動を見直し、自らが可能な取り組みを行うこと、あるいは、自らが他者に影響を与えること、そして、相互に連携・補完することを通じて、持続可能な都市を目指し、SDGsの達成に貢献する必要があります。

第3章 | 計画の目標

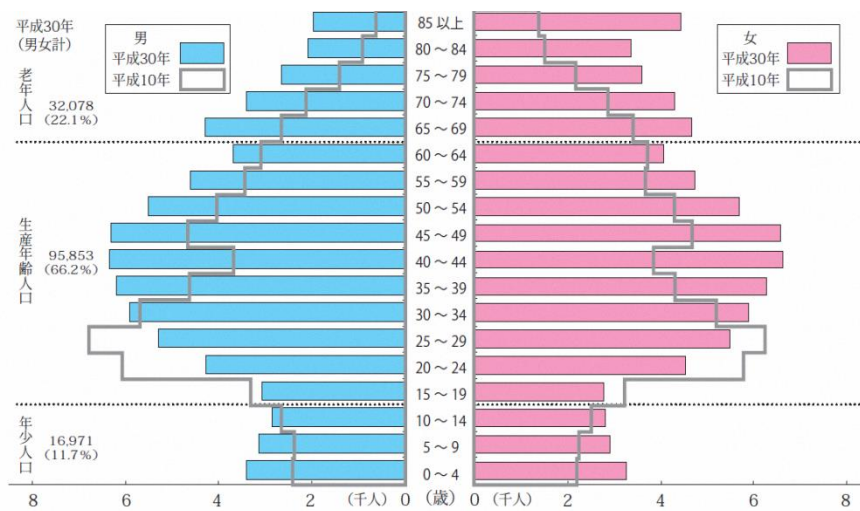
3-1 ごみ排出量の将来推計

1. 将来人口推計

本市の人口実績は平成30年1月1日現在144,898人で、その年齢別、男女別には図1-10に示すとおりです。人口ピラミッドのピークは男性女性ともに40歳～44歳となっています。また、高齢者（65歳以上）人口割合は年々増加しています（図1-11）。

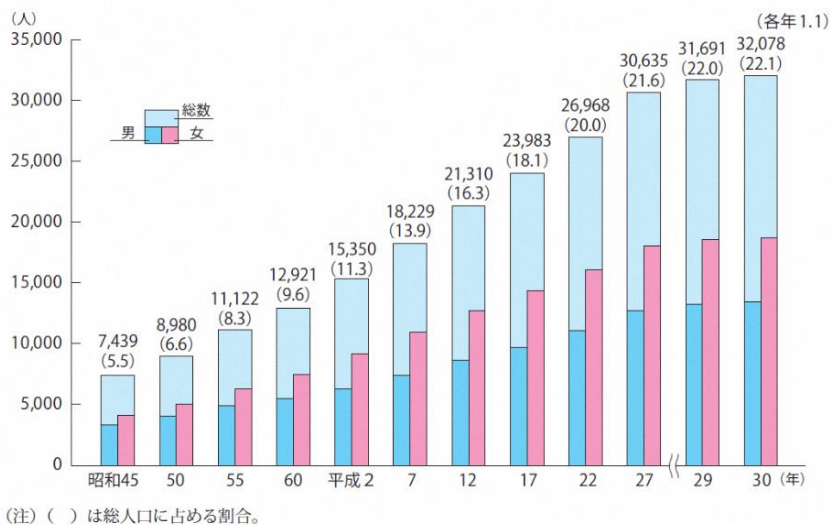
一方、本市の将来人口の推計結果は図1-12に示すとおりです。

本市の人口は増加を続け、平成30年（1月1日）144,898人が目標年度の平成40年（1月1日）には154,130人と8,000人以上の増加と推計しています。



出典) 統計でみる武蔵野市 平成29年度版

図 1-10 男女年齢別5歳階級別人口実績



出典) 統計でみる武蔵野市 平成29年度版

図 1-11 高齢者人口（65歳以上）の推移

表 1-6 武蔵野市の将来人口

	年		各年人口	市の推計値	
実績	2018	H30	144,898		
推計	2019	H31	146,073		
	2020	(H32)	147,248		
	2021	(H33)	148,423		
	2022	(H34)	149,598		
	2023	(H35)	150,772		150,772
	2024	(H36)	151,444		
	2025	(H37)	152,116		
	2026	(H38)	152,788		
	2027	(H39)	153,460		
	2028	(H40)	154,130		
	2029	(H41)	154,555		
	2030	(H42)	154,980		
	2031	(H43)	155,405		
2032	(H44)	155,830			
2033	(H45)	156,256	156,256		

※各年1月1日人口

資料) 武蔵野市資料等より作成

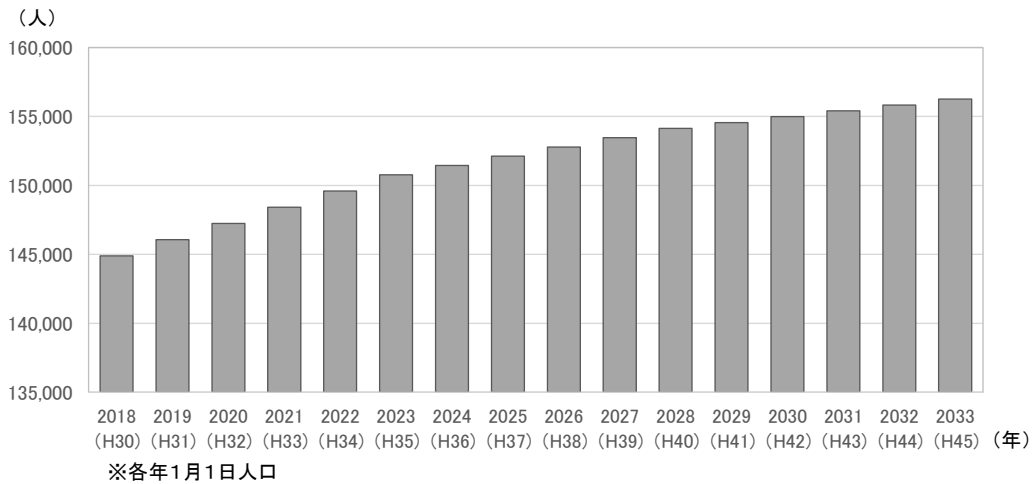


図 1-12 武蔵野市の将来人口

2. 産業動向

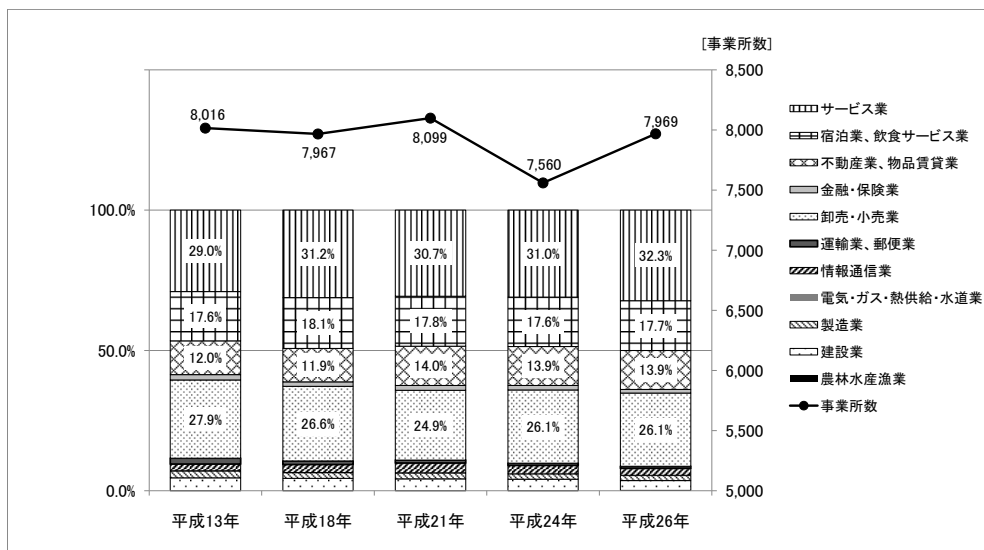
(1) 事業所数、従業者数の動向

本市の事業所数、従業者数の推移と業種別割合を図 1-13 に示します。

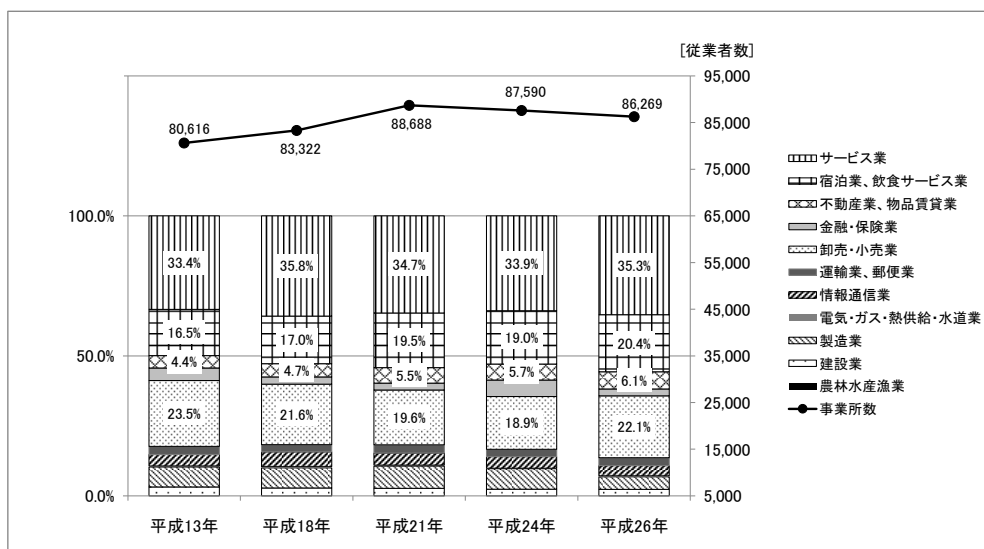
事業所数は平成 24 年を除くと、ほぼ横ばいで推移し、従業者数は平成 21 年以降微減傾向にあります。

業種別には、事業所数は「卸売・小売業」が最も多く、従業者数は「卸売・小売業」「宿泊業、飲食サービス業」が同程度で多くなっています。

[事業所数]



[従業者数]



出典) 2017年版 市勢統計

注) 1. 平成18年まで、事業者・企業統計調査報告より本調査での比較。

(平成14年3月改訂の新産業分類)

2. 事業所・企業統計調査は平成21、23年の調査を廃止し、平成21年から経済センサスに統合。

3. 上記集計から産業分類(公務)を除いて集計。平成24、26年度は国・地方公共団体の事業所および外国公務に属する事業所は含まない。

図 1-13 事業所数、従業者数の業種別割合

(2) 商業における大規模事業者の動向

前計画策定時は、駅舎等の改修工事が進められていた時期であり、平成26年には吉祥寺駅南北自由通路がリニューアルされるとともに、吉祥寺駅舎工事が完了しました。また、駅舎等の改修工事とともに、いわゆる「エキナカ」の商業施設が新設・リニューアルされています。(平成25年 nonowa 武蔵境、平成26年キラリナ京王吉祥寺)

また、駅周辺の商業施設についても、既存施設のテナントの変更に伴うリニューアル(平成22年コピス、平成25年ドン・キホーテ吉祥寺駅前店)や大規模店舗の新設開店(平成26年ユニクロ吉祥寺店、LABI 吉祥寺)が行われました。

前計画策定後から現在にかけては、平成 28 年に武蔵境駅北口駅前広場が完成し、平成 30 年に武蔵境駅北口に QUOLA が新設されましたが、市内での大規模商業施設の動きは一段落しています。

3. ごみ排出量の将来推計

(1) ごみ排出量の将来推計の考え方

ごみ排出量の将来推計は一般的には、現状施策（ごみの排出抑制、再生利用）で、ごみの排出量が将来的にどのように変化するか（以下「現状のまま推移した場合」という。）を予測します。次いで、これに家庭、事業所等におけるごみの排出抑制、再生利用の促進のために実施する新たな施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量の予測を行います（図 1-14）。

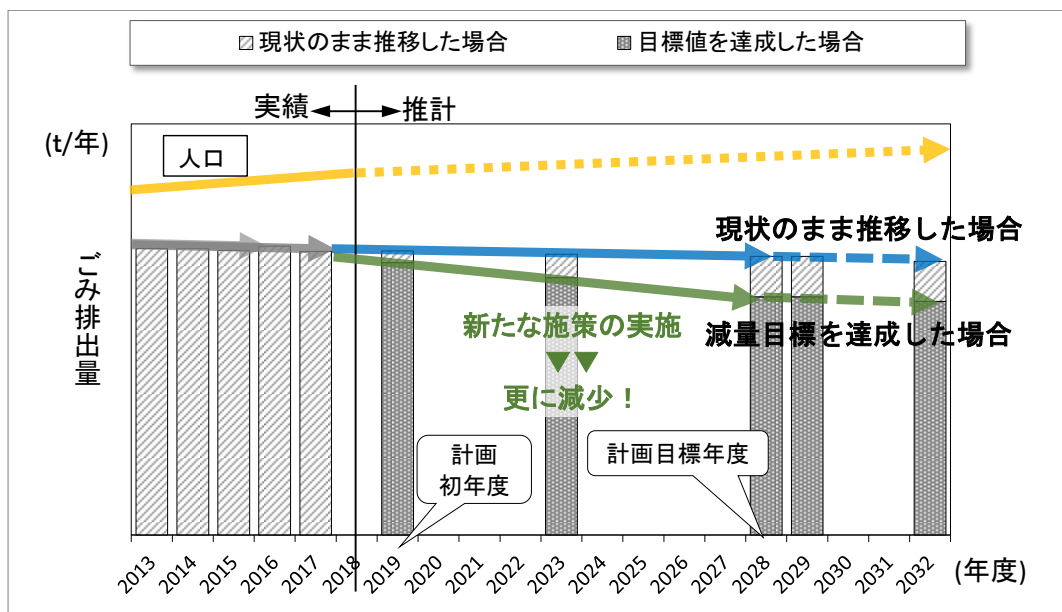


図 1-14 現状のまま推移した場合と減量目標を達成した場合のごみ排出量の将来予測イメージ

(2) 現状のまま推移した場合のごみ排出量将来推計結果

本市の現状のまま推移した場合（以下「現状予測」という。）のごみ排出量の将来推計結果を図 1-15 に示します。本市では新たな施策等を見込まず、現状のままの施策の維持で、目標年度の 2028（平成 40）年度には、一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は 606 g に減少するものの、ごみ発生量計は 42,648 t に微増すると推計しました。

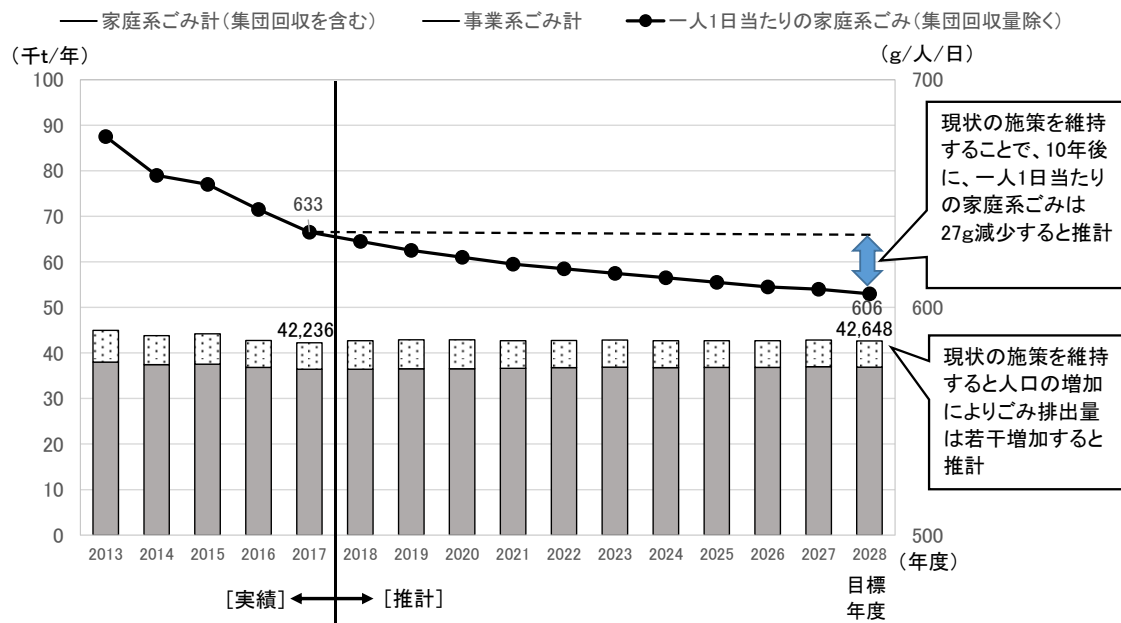


図 1-15 現状のまま推移した場合のごみ排出量将来推計

3-2 計画目標

1. ごみの発生抑制

本市における、市民一人1日当たりのごみ排出量（以下「ごみ排出量原単位」という）は633g（平成29年度）と、多摩地域の各市と比較して多量となっています。平成25年度のごみ排出量原単位674gから、市民や事業者の努力により、大幅に減少しましたが、まだまだ、多摩地域の平均値（580g）と比較して、超過しているのが現状です。

本市の人口は今後も増加が見込まれており、目標年度である2028（平成40）年度には、人口が15万5千人となり、平成30年現在から8千人以上の人口が増える見込まれています。そのため、市民一人当たりのごみ排出量原単位を維持するだけでは、市全体から発生するごみ量は増加してしまい、市外にあるごみの最終処分場に更なる負担を掛けることとなります。市全体のごみ発生量の抑制に向けては、今まで以上に市民一人ひとりがごみの減量を心掛けていく必要があります。また、高齢者（65歳以上）人口割合の更なる増加が見込まれる中、社会情勢の変化を見据えた事業の展開が求められています。

家庭系ごみの排出量については、ごみの分別を徹底し、燃やすごみ・燃やさないごみを減らして資源に回すことは大切ですが、環境への負荷の低減と処理経費の削減を図る観点からも、資源物を含めたごみ発生量全体の抑制を行う必要があります。

また、本市のごみ処理はクリーンセンターでのごみの焼却により、全てのごみが無くなるものではなく、焼却灰や資源物の処理・処分は市外で行われています。最終処分場については、日の出町にある現行の二ツ塚廃棄物広域処分場の埋め立てが終了した場合、次候補地の見込みがありませんので、施設の延命のために多額のコストをか

けて焼却灰のエコセメント化を行っています。一日でも長く最終処分場を使用するためにも、ごみ発生量全体の抑制を行う必要があります。

本市では平成22年5月から「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」を掲げ、前計画の目標年度である平成36（2024）年度にごみ排出量原単位を600gにするごみ減量に取り組んできました。そこで、上記のごみ減量が必要な状況を踏まえ、平成36（2024）年度に「市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の600gを踏襲するとともに、その後の目標年度平成40（2028）年度にはさらに、588gまで削減することを目標値として設定します。

また、事業系持込ごみ年間排出量については、平成14年から開始された多量排出事業者に対する立入検査等の事業系ごみ減量指導の強化及び平成25年4月の事業系一般廃棄物処理手数料の改定により、平成13年度比で削減量約9,000t、減量率57%と持込量が大きく削減されたところです。しかし、多量排出事業者の増加及び事業系生ごみを資源化している登録再生利用事業者の動向により、持込量の増加の傾向がみられるため、計画目標を5,649tと設定します。

なお、ごみの発生抑制・排出抑制、再利用等を推進していく上では、大量消費・大量リサイクルの構図からの脱却が必要です。資源化の徹底は必要ですが、ごみ総量の削減が最重要であると考えことから、リサイクル率は目標値としないことにしました。

廃棄物処理において、最終処分場の継続的利用は最大の課題です。そのため、焼却灰をエコセメント化していますが、その製造コストを削減するためにも、東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容（量）化基本計画で定められた焼却灰の配分量を順守することを目標とします。

当面、本市では焼却処理量、最終処分量などの処理を必要とするごみ量の削減は排出抑制と、資源化の両面で取り組むこととします。

***多摩地域のごみ排出量原単位の平均値（580g）は多摩地域ごみ実態調査（東京市町村自治調査会作成）によるもので、各自治体の平成29年度の年間ごみ排出量と、同年10月1日現在の人口を基に算出されています。**

表 1-7 計画目標 1

目標\年度	H29（実績値）	目標値（2028）	H29比
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	633 g/人/日	588 g/人/日以下	45g削減 (7%削減)
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	5,729 t/年	5,649 t/年	80t削減 (1.4%削減)

[計画目標 1 の考え方]

	考え方	目標値
家庭系 ごみ	家庭系ごみ排出原単位について 平成 36 (2024) 年の原単位 600 g を踏襲し、その後、平成 37 (2025) 年度以降毎年度、前年度の原単位 から 0.5%削減する。	平成 29 年度実績から ●原単位を 7% (45 g) 633 g / 人 / 日 → 588 g / 人 / 日 ●排出量を 1% (約 320 t) 33,502 トン → 33,179 トン 削減する。
	<p>【解説】</p> <p>現状のまま推移した場合の目標年度における原単位と排出量は</p> <p>●原単位：606 g / 人 / 日 ●排出量：34,186 トン</p> <p>と推計していることから、</p> <p>目標年度に減量目標値を達成するためには、現状からさらに</p> <p>●原単位：18 g (606 - 588)</p> <p>●排出量：1,007 トン (34,186 - 33,179)</p> <p>削減する。</p>	
事業系 ごみ	事業系ごみ（剪定枝木を除く）の 年間排出量について 各年度の現状のまま推移した場 合の推計値を社会動向にかかわ らず維持する。	平成 29 年度実績から ●1日当たり排出量を 約 1.3% (0.2 t / 日) 15.7 トン / 日 → 15.5 トン / 日 ●排出量を約 1.4% (80 t) 5,729 トン → 5,649 トン 削減する。
	<p>【解説】</p> <p>現状のまま推移した場合の目標年度における 1 日当たり排出量と排出量は</p> <p>●1日当たり排出量：15.5 トン / 日 ●排出量：5,649 トン</p> <p>と推計している。</p> <p>事業系ごみは社会情勢の影響を受けやすく、現状のまま推移した場合について も、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック等の影響を 受け一旦増加すると見込んでいるが、その後は平成 29 年度程度までは減少す ると予測している。このような不確定要素があっても、現状の減量予測を維持 する。</p>	

表 1-8 計画目標 2

目標
最終処分量の削減 (東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量の順守)

表 1-9 多摩地域における武蔵野市のごみ量について

(単位:g/人/日)

ごみ区分	最大値		平均*		最小値
可燃ごみ	703		373		265
【武蔵野市】			▲ 385		
不燃ごみ	85		37		12
【武蔵野市】				▲ 21	
資源ごみ	226		155		96
【武蔵野市】		▲ 198			
粗大ごみ	50		13		2
【武蔵野市】		▲ 28			
有害ごみ	2		1		1
【武蔵野市】		▲ 2			
小計	977		580		522
【武蔵野市】			▲ 633		
小計(資源除く)	770		425		358
【武蔵野市】			▲ 435		

*多摩地域(26市3町1村)のごみ排出量の合計÷人口総数合計÷365×10⁶

▲武蔵野市のごみ量

出典) 多摩地域ごみ実態調査 平成29年度統計

2. ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減

一般廃棄物処理事業を推進していく中で、事業に関するコスト分析・評価を行い、社会経済的に効率的であり、環境面でも有意な事業となるように努めます。

しかし、現状では一般廃棄物処理事業のコストの分析方法について、コストの計算方法、範囲、区分の整合性が市町村毎に異なり、統一されていません。また、このような背景から平成19年6月環境省より示された、コスト分析の標準的手法である「一般廃棄物会計基準」についても、他自治体のデータが少なすぎるため、現状でのコスト分析・評価のツールとしては有効な手法となっていません。

本市のごみ処理・資源化については、市内では完結せず、市外の施設でも処理・処分を行っています。市内には中間処理施設として武蔵野クリーンセンターを有していますが、その他に、日の出町の最終処分場や瑞穂町等の民間資源化施設などでも処理・処分を行うことで、本市のごみ処理システムは成り立っています。そのため、自区内処理を行う場合より、運搬等に掛かる経費が増加し、環境負荷も増加しています。そのことを踏まえつつ、多摩地域ごみ実態調査や他自治体への聞き取り等に基づき、分析を行うことで、事業の改善及びコストの効率化を図ります。

なお、事業経費は、法的な要請、景気や人件費等の社会経済状況、そして、ごみ焼却施設の運営により左右されるため、一般廃棄物処理の経費の数値目標は設定するものではありませんが、経費とその内訳について、わかりやすい内容で公表していきま

す。

また、本市における収集・運搬に関しては、主たる経費である委託料の内訳が収集方法や収集頻度に基づく、人件費や燃料も含めた車両等の経費であるため、コストと環境負荷が概ね比例関係にあると考えられます。事業の効率化を通じて、環境負荷の低減に努めます。

なお、温室効果ガスの排出量については、地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインに示された、クリーンセンターでの焼却処理に伴って排出される温室効果ガスについて、東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容（量）化計画で定められた配分量に基づき、目標とします。

表 1-10 計画目標

目 標
事業の改善及びコストの効率化（経費とその内訳のわかりやすい内容での周知）
クリーンセンターでの焼却処理に伴って排出される温室効果ガスの削減 （東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容（量）化計画で定められた配分量に基づく）

表 1-11 処理経費の推移（表 1-4 抜粋）

（単位：千円）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収集・運搬費	1,384,222	1,431,530	1,422,276	1,411,454	1,415,226
中間処理費	1,035,425	1,010,923	959,511	734,431	757,237
最終処分費	408,653	392,222	377,244	364,687	373,079
減量・資源化対策費	98,000	82,036	82,855	82,212	79,882
ごみ処理経費計	2,926,301	2,916,711	2,841,886	2,592,784	2,625,424
ごみ処理経費（円／人）	20,847	20,514	19,840	18,017	18,133

3-3 計画目標を達成した場合のごみ排出量将来推計結果

計画目標「市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」588gは、平成29年度実績から45g削減ですが、本市の現状予測では平成40(2028)年度の「市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を606gと推計しています。従って、減量目標を達成するためには、現状からさらに18gの排出抑制が必要となります(図1-16)。

「市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」「事業系持込ごみ年間当たりの排出量」も目標達成した場合(以下「目標予測」という。)、図1-17に示すように、本市の将来人口によるごみ排出量(集団回収量は含まない)は約3万9千t/年になり、平成29年度実績より、人口増加にも関わらず、約400tの削減になると推計します。これらの計画目標を実現するため、P26からの第5章「今後求められる取り組み」に本市が取り組む主な施策を示します。

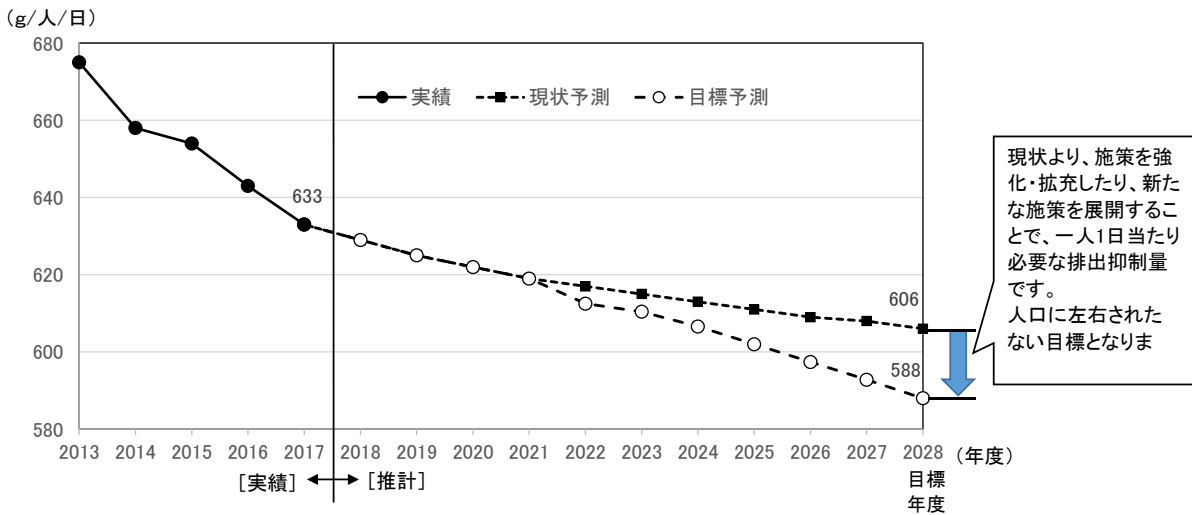


図 1-16 減量目標達成した場合の市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

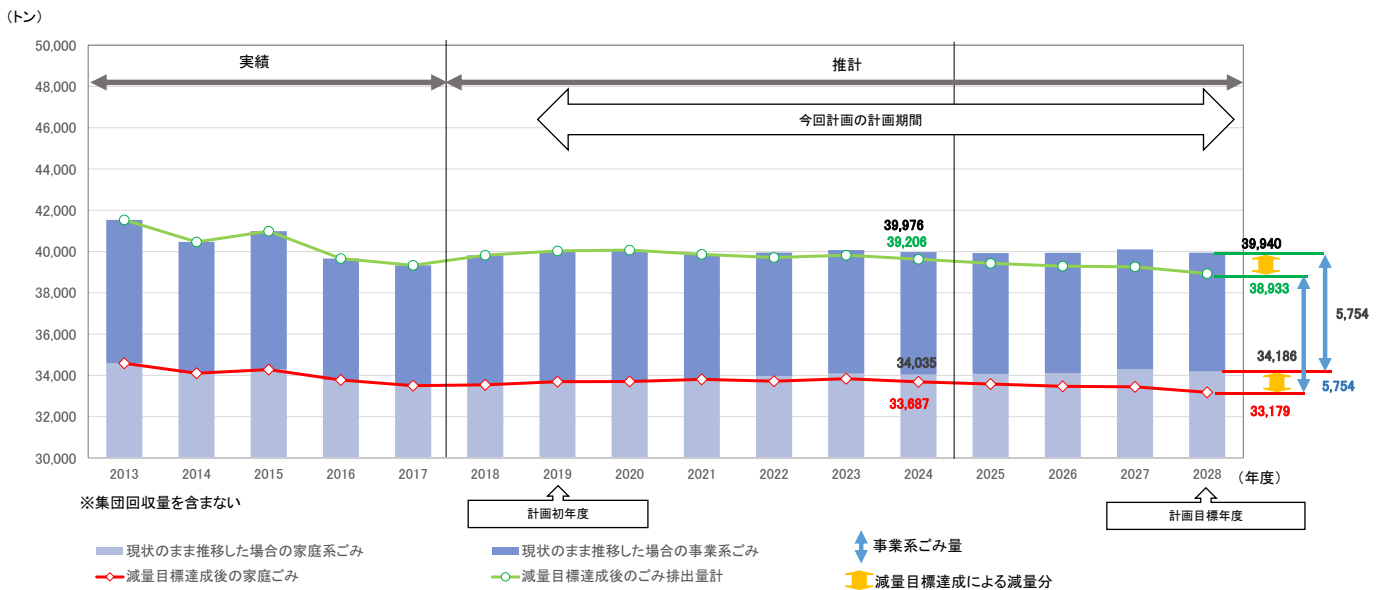


図 1-17 減量目標達成した場合のごみ排出量将来推計

第4章 | ごみ収集の課題と将来的な構想

本市は、平成 28 年に「武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会」を設置し、有識者、事業者、市民、行政の各関係者により、ごみ収集事業全般の課題と解決策を議論してきました。平成 30 年には最終報告書をまとめ、事業見直しに関する将来的な展望を示しました。「環境負荷の少ない省エネ省資源型の都市を目指す」という基本理念を達成するためには、中長期的な視野で、継続的な改善を行うことが必要です。将来的な展望を踏まえながら、まずは短期的に改善可能な課題から解決していくものと考えています。

現状の課題

行政収集

- ・各事業者の曜日毎の必要車両台数に幅が大きい
(事業者の経営資源の非効率⇒潜在的高コスト要因)
- ・複数の事業者(7社)が収集品目、地区ごとに混在していることでの収集体制の硬直化
- ・近隣他市と比較して頻回な行政収集(適正な行政サービス量)
- ・中間処理施設が遠方にあることによる業務非効率
- ・不適正な分別によるクリーンセンターの事故リスク

店頭回収・自主回収

- ・店頭回収・自主回収といった行政収集以外の収集方法に対する位置付けが不明確

集団回収

- ・集団回収の補助金や制度的位置付けの見直し

短期的に実現可能な見直し

- ・行政収集の隔週化・平準化
- ・店頭回収や自主回収の位置づけの明確化
- ・集団回収制度の見直し(行政収集の見直し後)

将来的展望(中期)

- ・新クリーンセンター稼働を受けた現状に即した合理的なごみ処理手法の研究
(ごみ発電開始により、サーマル化の優位性が向上)

将来的展望(長期)

- ・収集車両運行管理システムによる運行状況の把握
- ・行政収集の広域化、連携の研究

本計画期間である今後の10年間で本市が取り組む主な施策を以下に示します。

5-1 主な施策

1. 連携の推進

(1) 市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充

本市では、さまざまな市民団体がごみ減量・資源化に関する活動を行っています。市民団体による活動がより活発に行われるよう、市民団体と市との連携を推進します。市は、その責任において、効果的効率的にごみ処理を行うとともに、ごみの実態を把握し、その現状を広く正確に伝え、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組むべき意義を明らかにします。また、街の美化は市民による活動により保たれるものであるとの認識のもと、美化活動に係わるボランティア活動の推進とそれに資する仕組みや支援の在り方について検討を行います。

市民団体は、望ましい先駆的な取り組みや、有意義ではあるが専門的であるがゆえに参加者が見込めない事業等、行政では行き届かない、あるいは、草の根的な手法が有効な身近な活動を、顔と顔が見える関係の中で行っていきます。広く市民を対象とする市の事業との役割分担を意識し、市民の興味・関心に応じた対応や参加が可能となるよう、市との連携を図ります。

[主な事業]

- 環境啓発イベント等への参加・出展による団体間交流の場の提供
- 事業者・事業者団体等と連携した啓発事業の実施
- クリーンむさしのを推進する会をはじめとする市民団体*との協働を推進
- 美化に係わるボランティア活動の推進とそれに資する仕組みや支援の在り方検討

*クリーンむさしのを推進する会は、ごみの発生抑制・排出抑制のための地域活動をする市民の自主的な団体です。昭和57年、現クリーンセンターの建設に際して、ごみ処理のあり方の検討や市民のごみ減量の実践活動のために発足しました。市内においては、さまざまな市民団体がごみの発生抑制・排出抑制等の活動をしています。

2. ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制

(1) 排出者責任の明確化（ごみ発生量の減量の徹底）

ごみの発生を抑制するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し、行動することが重要です。

市民は、ペットボトル等やレジ袋といった使い捨て容器包装、食品ロスを意識した購入といったライフスタイルの見直しを行います。事業者は食料品店、飲食店では食品ロス削減に取り組む、使い捨て食器をリターナブル製品へ変更する、販売店が不要品（新聞・紙製容器包装・ペットボトル・トレイ等）の自主回収を極力行う等、ごみ

を減らす取り組みが必要です。

市では、これらの市民・事業者のごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう広く呼びかけるとともに、必要となる支援や仕組みづくりについて検討・実施します。

また、容器包装リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方などの抜本的な問題の解決には、法制度のさらなる見直しが必要な状況です。これらの適正化にあたり拡大生産者責任の考え方をベースに、今後も機会あるごとに東京都や多摩地域の自治体等と協力・連携し、引き続き国等への働きかけを行います。充電電池等の適正処理困難物についても、製品メーカー側での分別廃棄を行い易い製品設計や、生産者自らの回収ルート拡充について、必要に応じて国等へ働きかけを行います。

[主な事業案]

- 排出者に対してごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう啓発を行う
- 販売店に対して、不要となった紙パック・ペットボトル・トレイ・缶・電池・充電電池等の店頭回収を極力行うことと、発生抑制に努めるよう働きかける
- ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについて研究する
- 都及び多摩地域の自治体と連携協力した、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方についての国等へ働きかける
- 適正処理困難物の処理について、国等へ働きかけを行う

(2) ごみと資源物の取り扱いの適正化

家庭ごみ有料化を実施してもなお、市民一人1日当たりのごみ排出量は多摩地域の平均を大きく上回っています。市民一人当たりのごみ排出量やごみ処理コスト等について多摩地域の各市町村との比較状況等を公表すること等、ごみ減量の動機付けになるような啓発とともに、ごみ・資源物の排出に伴う環境負荷についても啓発を行っていきます。

可燃ごみについては、資源化できる紙類や容器包装プラスチックなどが1割程度含まれているため、分別の徹底について普及啓発を強化していきます。

不燃ごみ・資源物の取り扱いの適正化については、ごみ・資源物の減量あるいは排出者責任に基づく拠点回収等への取り組みや効率的な収集に繋がるのが重要です。不燃ごみは、民間事業者の動向を踏まえた小型家電リサイクル法への対応として、拠点回収や宅配便回収といった新たな手法にて、資源化の促進を図ります。

資源物についても、適正な取り扱いに資するよう、平成31(2019)年4月に収集頻度の見直しを行いました。今後も有料化の是非等、更なる検討を続けていきます。

ごみ・資源物の不適正処理や不法投棄についても、調査・把握と必要に応じた防止の指導を徹底します。

[主な事業]

- 資源物の収集頻度の見直し【平成31（2019）年4月】
- 分別徹底の普及啓発
- 不燃ごみの収集頻度の見直し【平成31（2019）年4月】
- ごみ処理の有料化の現状及び今後の方向性の検討
- 環境負荷及びコストの両面から、ごみ減量への動機付けとなる啓発事業を実施
- 不適正処理や不法投棄について、調査・把握と、必要に応じた防止の指導・徹底
- 小型家電拠点回収等の実施

（3）事業者としての市の率先的取り組み

本市は市内の大規模事業所の一つとして、環境マネジメントシステムの運用、本庁舎廃棄物立入検査を含む庁舎内におけるごみ分別資源化指導等、市自らが率先して環境配慮への取り組みを推進しています。事業者としての市役所は模範的な取り組みを率先し、分別の徹底や必要な資源化等をさらに推進していくとともに、発生抑制についてもより一層取り組みます。取り組み等については、市内事業所の参考となるよう、公表を行います。

また、省エネ行動に努めるとともに、新クリーンセンターでの廃棄物の焼却により発電した電力の合理的な活用等に努めます。

[主な事業]

- エコパートナー認定事業者の優良事業者と同等レベルの取り組みの維持
- 新クリーンセンター稼働後は、新クリーンセンターをエネルギー供給センターと位置付け、近隣公共施設へエネルギーを供給するとともに、受け側の公共施設（市役所本庁舎・総合体育館）においても省エネ等の取り組みを推進

（4）事業系一般廃棄物減量資源化の取り組み

適正負担のための処理手数料改定により、事業系持ち込みごみ量は減っていますが、今後も継続した減量並びに資源化指導を実施します。

多量排出事業者への現在の立入検査によるきめ細かな減量資源化指導を維持します。それ以外の準多量排出事業者等についても、必要に応じて、紙ごみ、生ごみの分別・減量資源化を促します。また、小規模事業者への指導を強化し、適正排出率の維持向上を図ります。

さらに、製造・流通事業者の拡大生産者責任による自主回収を促すほか、商品の販売時における簡易包装化や賞味期限切れによる廃棄物の発生抑制等について働きかけを行います。

[主な事業]

- 多量排出事業所への指導の継続
- 事業所への指導項目を、ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）認定表彰事業の項目と整合させることでの指導の充実・強化と企業の環境行動への誘導
- 製造・流通事業者を含めた事業者によるプラスチック及び紙製容器包装等の自主回収及び廃棄物の発生抑制の促進のための、市による働きかけ

3. 普及啓発の充実・拡充

平成 25 年度に実施された、ごみ排出実態調査により、世帯の人員数や世代といったライフスタイルごとに、ごみ排出量やごみの組成の傾向が異なることが示されると同時に、市民に正しい情報が届いてないことや、わかりやすい啓発活動ができていないことも明らかになりました。家庭ごみの発生抑制というテーマに対し、さらなる現状把握・分析を行い、より効果的な普及啓発活動を展開します。

(1) わかりやすい啓発活動

最終処分場である二ツ塚処分場は、日の出町のみなさんのご理解のもと受け入れていただいていることや、次の処分場が見込めないこと、クリーンセンターについても近隣の住民の方々のご理解により受け入れていただいていること、また、ごみ問題は環境問題であるにとどまらず多額の経費が必要な事業であること等、市民や事業者から自らの関わる重大な問題であることを認識して頂くことが重要です。その際、市は、ごみ減量行動等を行う意義・理由等を、わかりやすく、かつ、それぞれの主体の日々の取り組みのきっかけとなるよう周知する必要があります。これらの啓発事業について、市は継続するとともに、総合的に実施します。

市は、ごみ排出実態調査を踏まえるとともに、市民のライフスタイル毎のごみの排出実態をより明確に把握するよう努めます。その上で、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組めるような啓発を行います。啓発事業は市民にわかりやすく、しかも効果的なものとなるよう、事業対象のライフスタイルを意識した啓発活動を「市報」、「市ホームページ」「ごみ便利帳」「ごみカレンダー」「武蔵野ごみニュース」「事業系分別・減量資源化の手引き」「ごみアプリ」等の既存の情報伝達ツールの内容充実も含めて検討し、実施します。

本市は、単身世帯・若年層等移動の多い世帯が人口の約 1 割を占めており、これらの世帯への啓発も重要です。単身世帯・若年層等への啓発として、必要な情報の提供等、転入時の意識付けを行います。

家庭ごみの発生抑制に当たり、その前提として消費生活における不要なものの排除が必要です。まずは、市民は、マイバッグを持参することで不必要なレジ袋をもらわない、過剰包装品を購入しないといった心がけ・取り組みが必要です。また、販売・製造事業者は、店頭で販売する商品の簡易包装化、レジ袋の辞退率の向上など、提供する側での不要なものを減らす仕組みづくりが広がっています。

市は、市民がマイバッグを持参することによる環境にやさしい買い物キャンペーンを一つの例として消費活動における不要なものを排除し、家庭ごみの発生抑制に心がけるようなライフスタイルへ転換するように啓発活動を推進していきます。

また、家庭ごみの排出抑制については、燃やすごみや燃やさないごみに含まれる資源物の分別の徹底や食品ロスの削減、マイボトル・マイカップの推進、マイクロプラスチック問題への対応等について、様々な手法にて周知し、啓発を行います。

[主な事業]

- 夏休みごみ探検隊 ○3R環境啓発講座 ○市民ワークショップ
- 市民協働による排出指導の推進 ○環境フェスタ
- ごみ排出実態調査の結果を踏まえて、世帯別、年代別等の実態に合ったわかりやすい啓発事業の実施(ライフスタイルを変える)
- 包装の簡易化やマイバッグ活動の意義・取り組みを、市民・事業者に啓発
- 環境にやさしい買い物キャンペーン ○マイボトル・マイカップキャンペーン
- 食品ロス対策 ○マイクロプラスチック問題への対応

(2) 情報提供の推進

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の各過程において、多額の経費や温室効果ガスの排出等、環境への負荷がかかっている現状があります。

ごみの発生抑制・排出抑制の動機付けを図るためにも、ごみ処理経費や処理に係る環境負荷等の必要な情報を、「ごみ便利帳」「武蔵野ごみニュース」や「市報」「市ホームページ」「ごみカレンダー」等によりわかりやすく提供していきます。

また、誰でも容易にごみの情報にアクセスできるごみアプリの運用を継続します。

[主な事業]

- 市報、市ホームページの内容の検討 ○ごみアプリの運用
- ごみニュース ○ごみカレンダー ○ごみ便利帳の内容の充実
- ごみ処理コスト、環境負荷の周知 ○ごみの行方、最終処分の広報

(3) 環境学習

小学生等若年層に対する環境教育は、その保護者世代に対する環境教育に繋がります。また、ごみについての取り組みを小さな頃から行うことにより、世代の交代による将来的なライフスタイルの変化にも繋がります。ごみ問題を身近な自分の問題として考えるきっかけとなるような教育委員会の副読本作成への協力や、ごみの状況や分別や生ごみ堆肥化等家庭で可能な取り組みの紹介等をわかりやすく行うゲストティーチャーの派遣、クリーンセンター施設等の見学等、各種事業の継続・拡充を図ってい

きます。

また、平成32（2020）年度にクリーンセンター敷地内に開設予定の環境啓発施設エコプラザ（仮称）では、地球温暖化を踏まえ、ごみをはじめ資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など、多様な環境啓発の拠点施設として、市内全域へと環境に配慮した行動を促します。日々の暮らしの中に環境問題があることを知り、個々の気づきを環境に配慮した行動へと結びつけ、それをつなげて地域ぐるみの取り組みへと広げることで、より良いまちづくりを目指し、SDGsの達成に貢献します。

[主な事業]

- 副読本をごみや環境問題に関する社会情勢の変化に合わせて改訂（副読本等を利用した環境教育の実施）
- ゲストティーチャー（出前講座）の実施
- 小学4年生のクリーンセンター社会科見学を契機に、次の世代への環境学習を実施
- エコプラザ（仮称）におけるSDGsの達成に貢献する啓発事業の実施

（4）優良事業者への表彰制度の推進

市は、事業者に対して、ごみ減量・資源化等の啓発を行うとともに、優良事業者に対する顕彰を行います。事業者に資源化や環境負荷の低減を動機付ける制度である優良事業者への表彰制度の見直しを平成27年度に行い、対象者を拡大しました。準多量排出事業者等拡大した対象者に対して、周知するとともに参加事業者を増やすよう努め、優良事業者表彰制度を推進します。また、店頭回収や新聞販売店の自主回収についても、行政収集を補完する制度として位置付け、対象事業者を評価顕彰する制度を構築します。

[主な事業]

- ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）認定表彰事業の推進（多量及び準多量事業所）
- 事業所への指導項目をEcoパートナー表彰事業の項目と整合させ、併せて当該事業の周知と環境行動への誘導
- 店頭回収や新聞販売店の自主回収の評価顕彰制度の構築

4. ごみ処理の効率化・環境負荷の低減

（1）ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減上

平成29年度のし尿処理費を除くごみ処理経費については、収集・運搬、中間処理、

最終処分等の総額で26億3千万円であり、市一般会計歳出額の4.1%を占めています。このうち、収集・運搬といった直接的な市民サービスに係る部分には、平成29年度は14億1500万円がかかっています。

また、ごみの発生量からみると1トン当たり6万2千円、ごみ処理人口からみると一人当たり年間1万8千円もの経費がかかっていることとなります。

一方、本市へのごみ処理手数料収入は、平成29年度の家庭・事業系ごみ及び粗大ごみ等の合計で6億円であり、ごみ処理経費の約2割に相当する収入となっています。

こうした多額のごみ処理経費に対して、環境負荷の低減と事業効率化によるコスト削減を目的として、収集品目や処理方法ごとに収集頻度や分別・回収方法の見直しを検討しています。平成28年に設置した「武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会」では、学識者や事業者、市民・市民団体、行政の各関係者により、ごみ収集の在り方を議論し、平成30年に見直しの方向性を示した報告書をまとめました。それを受け、平成31年(2019)年4月から一部資源物の収集頻度の隔週化及び収集地区割と収集品目の平準化の見直しを行いました。今後もトータルでの環境負荷の低減や事業効率化を目指し、ライフサイクルアセスメントの観点を取り入れた合理的な収集運搬体制、中間処理手法の検討を続けます。

[主な事業]

- 資源ごみの収集頻度の見直し【平成31(2019)年4月】
- 不燃ごみの収集頻度の見直し【平成31(2019)年4月】
- 資源ごみの処理方法、処理施設の調査研究・検討
- ライフサイクルアセスメントの観点を取り入れた合理的な収集運搬体制の検討
- クリーンセンターの効率的な運営
- ごみ処理経費の抑制

(2) 容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底

プラスチック製容器包装の分別の周知徹底については、継続して取り組みを行います。

一方、容器包装リサイクル事業の法制度の見直しについては、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方や制度の実効性などの抜本的な問題の解決について、今後も機会あるごとに東京都や国に要望を行っていきます。

また、本市のプラスチック製容器包装は市外遠方で中間処理を行っていることから、収集運搬の合理化による環境負荷低減等を目的として、平成31年4月より一部の資源物の隔週化を行っていますが、トータル的な環境負荷の低減や、マイクロプラスチック問題に対する国の動向を踏まえつつ、更なる合理的な収集処理方法を継続的に検討していきます。その一つとして、新クリーンセンターでのごみ発電機能付加を契機と

したサーマルリサイクル等の可能性について検討します。

[主な事業]

- 資源物の回収
- 適正な分別についての啓発
- トータル環境負荷低減、マイクロプラスチック問題への対応という見地から、合理的な収集・処理方法について継続的検討(サーマルリサイクルの可能性など)
- 国等への要望

(3) 小型家電リサイクルの検討

不燃・粗大ごみから小型家電製品をピックアップ回収する都市鉱山事業を継続します。また、小型家電製品回収に関して、クリーンセンターの事故リスク減少とリサイクル効率向上のため、民間事業者と協力しつつ、かつ環境負荷及び事業効率を考えながら、持続可能な事業として推進します。

[主な事業]

- ピックアップ回収の継続(都市鉱山事業)
- イベント回収の実施
- 小型家電拠点回収等の実施

(4) 生ごみ・剪定枝・落ち葉等資源化処理の取り扱い

武蔵野クリーンセンターに搬入される可燃ごみの約4割は厨芥類(生ごみ)です。

生ごみの資源化・減量化については、多量排出事業者に対する減量資源化指導を通じて、生ごみの資源化を推進します。また、市民及び団体の生ごみの資源化・減量化への取り組みの推進を図ります。

剪定枝の資源化については、現在のところ都外遠方において堆肥化及び発電燃料として処理しています。しかしながら遠方での剪定枝の資源化による環境負荷等の課題があり、剪定枝の資源化の在り方について検討します。その一つとして、新クリーンセンターごみ発電機能の付加を契機としたサーマルリサイクル等の可能性について検討します。また、落ち葉等の資源化については、安全性の確認を行いながら、引き続き推進します。

現在、全市的な取扱いによる生ごみ回収から資源化処理にいたる現実的手法は、本市の地理的条件や経済効率性等において、多くの課題を有しています。そのため、市は生ごみの資源化・減量化についての情報提供・啓発を中心に行い、様々な手法についての研究を継続します。

[主な事業]

- 各主体に対して生ごみ等の減量・資源化の自主的な取り組みの啓発・推進
- （生ごみ等の減量・資源化について）各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについての研究
- 事業者に対する生ごみ減量資源化指導の拡充
- 生ごみ堆肥化等家庭で可能な取り組みの紹介等をわかりやすく行う環境教育の充実
- 将来的な広域連携による生ごみ資源化の研究
- 剪定枝の資源化の在り方の検討

(5) 集団回収の在り方の検討

資源の有効活用及びごみの減量、ごみ問題への啓発等を目的とする集団回収事業は、自治会・町会が少なく、また、全ての地域を網羅する形で自治会・町会がない本市において居住者間のコミュニティ育成にも一定の成果をあげてきました。

しかしその一方、古紙、缶等が資源物でありリサイクルすべきものであることが既に市民に周知されている現状において、事業目的であるごみの啓発と補助金額のバランスについて検討が必要と考えます。また、本市のコミュニティの特性から集団回収が市域全体を網羅できないことにより、行政収集との二重の収集体制とならざるを得ないこと、活動がごみの減量資源化意識の向上に結び付いていないケースがあることなどの課題を抱えています。

これらの課題を踏まえ、集団回収の望ましい在り方、事業内容の見直しを検討します。

[主な事業]

- 集団回収制度の望ましい在り方、内容の見直しの検討

(6) 拠点回収のあり方の検討

拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収に委ねるため、ペットボトル及びトレイについて、市が回収を行う拠点回収を順次廃止してきました。牛乳パック及び廃食用油、年賀はがきの取扱いについても、処理経費と資源化効果等の点から実施継続について検討を行います。

事業者の店頭回収・自主回収については、行政収集を補完するものと位置づけ、事業者を評価顕彰する制度の設立を検討します。また、大規模事業所への立入検査等の機会を捉えて、事業者への働きかけ・提案を強化します。

[主な事業]

- 牛乳パックの回収 ○家庭から出た廃食用油の回収 ○年賀はがきの回収
- 店頭回収や新聞販売店の自主回収の評価顕彰制度の構築（拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収の促進）

5. クリーンセンターの運営

(1) 新処理施設の安全・安心・安定稼働

平成 20 年度から新処理施設について、市民参加による検討を進めてきました。平成 21 年 6 月には「(仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」において提言を受け、周辺住民の方々のご理解とご協力のもと、旧処理施設敷地内東側を新処理施設の整備用地とすることを市の責任において決定しました。その後も市民参加の委員会、協議会における議論を踏まえ、平成 26 年 5 月工事着手、平成 28 年 10 月に新処理施設が完成、機械の試運転を実施した後、平成 29 年 4 月より新処理施設を稼働しました。

新処理施設は、ごみ減量、資源化が進んだことを踏まえ、旧処理施設に比べ、焼却処理能力は 195t/日 (65t/日×3 炉) から 120t/日 (60t/日×2 炉)、不燃・粗大ごみ処理能力は 50t/5h から 10t/5h に縮小されました。また、「環境の保全に配慮した安全・安心な施設づくり」を基本方針の一つに掲げ、全国トップレベルの排ガス規制値を定め、最新鋭の焼却処理システムを導入し、排ガスは乾式重曹排ガス処理による運転を行っています。

平成 29 年度より 20 年間、運営する事業者と連携を図りながら、市の責任において、運営事業者が要求水準書等に基づく施設整備や運転管理等を適正に行うよう指導・監督を行います。安定稼働を目指し、運営事業者自らセルフモニタリングを行うとともに、市は施設管理に関する業務責任者（技術管理者）を配置し、市においてもモニタリングを行います。

新処理施設稼働後、複数回の火災事故が発生しています。本来、有害ごみとして排出すべきリチウムイオン電池等が燃やさないごみの中に混入し、施設内で破碎する過程で発煙・発火したものと推測されます。有害ごみの分別徹底を周知し、市内唯一の処理施設で事故が発生しないよう、安全・安心・安定した稼働を行います。

[主な事業]

- クリーンセンターの安全・安心・安定した稼働

(2) エネルギー供給システムの構築

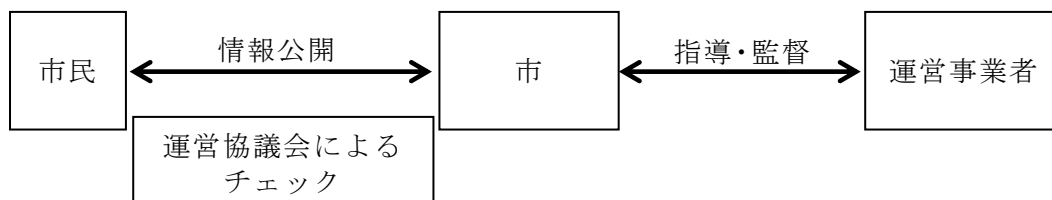
「災害に強い施設づくり」の基本方針のもと、焼却熱利用によるエネルギー供給システム（ごみ発電とそれを補完するガス・コージェネレーション）を導入し、周辺公

共施設（市役所本庁舎・総合体育館・緑町コミュニティセンター）へ安定的にエネルギーを供給し、かつ災害時にもエネルギーを供給できるシステムを導入しています。エネルギーの需給に当たってはCEMS（地域エネルギーマネジメントシステム）を導入し、対象施設ごとのエネルギー消費の傾向を踏まえた上で、効率的・効果的な運用に努めます。

エネルギー供給システムの運転に当たっては、平成29年度より20年間、新処理施設を運営する運営事業者と役割分担に応じた連携をしつつ、エネルギーの有効かつ効率的な利用を図ります。

[主な事業]

- エネルギー供給センターとしての新施設の建設にあたっての合理的なエネルギー供給手法の構築
- エネルギー管理計画に基づく組織設置とエネルギーの効率的利用
- 市による業務責任者の配置による管理、及び、運営事業者によるセルフモニタリングの実施
- 市による運営事業者に対する運営管理の要求水準書等に基づく指導・監督
- 施設の運営管理について、市から運営協議会に報告



(3) 環境啓発施設の整備

旧クリーンセンターの事務所棟とプラットホームを再利用した環境啓発施設エコプラザ（仮称）の整備を進めています。

エコプラザ（仮称）の原点は本市のごみ問題にあるため、新旧クリーンセンター建設の歴史や議論、成果、関わった方たちの思いなどを次代に引き継ぐとともに、クリーンセンターと連携して、ごみの発生を可能な限り抑制し、持続可能なまちを目指します。また、クリーンセンターとエコプラザ（仮称）が担う啓発機能の役割分担を明確化し、連携することにより、それぞれの施設の有する機能を効果的に発揮させていただきます。

[主な事業]

- 平成32（2020）年度、環境啓発施設「エコプラザ（仮称）」の設置

(4) 広域連携の検討

ごみ処理において、環境負荷やコストの低減と言った見地から、本市単独で解決するよりも近隣地域との連携が望ましい分野については、広域的な取り組みの実現について検討します。

多摩地域ごみ処理広域支援体制や、近隣市とのごみ処理の相互協力などを足掛かりに広域連携のあり方について検討します。

[主な事業]

- 施設の長期的整備、突発的な故障などに対応するための、多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持
- 施設の定期整備や緊急事態等に対応するため、近隣市とごみ処理の相互協力
- ごみ処理の相互協力、分別区分・資源化方法の統一、将来的なごみ処理の広域化についての近隣市との連携の可能性の検討
- 新処理施設稼働後のごみ処理施設のあり方の研究

(5) その他の検討事項

資源を選別・圧縮梱包・保管する資源化施設については、今後の処理方法、処理施設などについて、広域処理の可能性も含め、効率的で環境負荷の少ない処理形態を調査・検討します。

[主な事業]

- 資源の選別・圧縮梱包・保管について、効率的で環境負荷の少ない処理形態の調査・検討

6. 最終処分

(1) 埋立処分量ゼロの維持・最終処分場の有効利用

不燃・粗大ごみの選別残さの焼却によって、現在不燃残さはゼロであり、焼却残さについても、最終処分場でのエコセメント化により、本市のごみは現在埋立て処分されていません。しかし、最終処分場を長期に使用できるよう、埋立処分を行わないために実施されているエコセメント化に伴う環境負荷や多額なコストの低減のためにも、焼却残さを減量することが必要です。新たな最終処分場の建設が困難な状況において、今後、埋立処分量ゼロを維持し続けることが最終処分場を有効利用するうえで重要であり、エコセメント事業を継続します。

[主な事業]

- 埋立処分量ゼロの維持
- エコセメント事業を含め、埋立処分量ゼロを念頭とした次期中間処理システムの検討
- 「三多摩は一つなり交流事業」(最終処分場のある日の出町民と武蔵野市民の相互理解を図るための様々な交流事業)の実施

(2) エコセメント事業への支援

日の出町住民のご理解・ご協力の基に建設された二ツ塚廃棄物広域処分場内において、平成18年7月より東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設が稼働し、焼却残さのエコセメント化事業が開始されています。エコセメントは、多摩地域各市町から排出されたごみの焼却残さを原料に土木建築資材として再利用するものであり、エコセメント事業を推進していくためには、地域内で使用促進することが必要です。

本市の公共事業等においてエコセメントを優先調達物品として率先して使用することにより、事業を支援していきます。

[主な事業]

- エコセメントの率先使用

7. 災害時の対応

(1) 災害時の体制整備

地震等の災害時においては、迅速かつ適正な廃棄物処理が必要となります。災害がれき等の処理については、武蔵野市地域防災計画に基づき、仮置き場の確保に努めるとともに、収集運搬および処理体制の構築を図ります。また、生活ごみも含めた廃棄物全般の処理について、最終処分場を運営する東京たま広域資源循環組合や民間事業者と連携しながら処理体制の維持に努めます。一方、発災後の状況によっては水洗式便所が使用不能になったり、バキュームカーによる収集運搬が困難になる事も考えられるため、災害時の家庭ごみの処理とし尿処理についても一体的に検討を進めます。

なお、内容の詳細については災害廃棄物処理計画に記載します。

[主な事業]

- 災害時廃棄物・がれき処理等のマニュアル整備

5-2 計画の体系

表 1-12 計画の体系

基本施策	施策	計画事業（案）
1. 連携の推進	(1) 市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充	環境啓発イベント等への参加・出展による団体間交流の場の提供
		事業者・事業者団体等と連携した啓発事業の実施
		クリーンむさしのを推進する会をはじめとする市民団体との協働を推進
		美化に係わるボランティア活動の推進とそれに資する仕組みや支援の在り方検討
2. ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制	(1) 排出者責任の明確化（ごみ発生量の減量の徹底）	排出者に対してごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう啓発を行う
		販売店に対して、不要となった紙パック・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を極力行うことと、発生抑制に努めるよう働きかける
		ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについて研究する
		都及び多摩地域の自治体と連携協力した、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方についての国等へ働きかける
		適正処理困難物の処理について、国等へ働きかけを行う。
	(2) ごみと資源物の取り扱いの適正化	資源物の収集頻度の見直し【平成31（2019）年4月】
		分別徹底の普及啓発
		不燃ごみの収集頻度の見直し【平成31（2019）年4月】
		ごみ処理の有料化の現状及び今後の方向性の検討
		環境負荷及びコストの両面から、ごみ減量への動機付けとなる啓発事業を実施
		不適正処理や不法投棄について、調査・把握と、必要に応じた防止の指導・徹底
		小型家電拠点回収等の実施
	(3) 事業者としての市の率先的取り組み	エコパートナー認定事業者の優良事業者と同等レベルの取り組みの維持
		新クリーンセンター稼働後は、新クリーンセンターをエネルギー供給センターと位置付け、近隣公共施設へエネルギーを供給するとともに、受け側の公共施設（市役所本庁舎・総合体育館）においても省エネ等の取り組みを推進
	(4) 事業系一般廃棄物減量資源化の取り組み	多量排出事業所への指導の継続
		事業所への指導項目を、ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）認定表彰事業の項目と整合させることでの指導の充実・強化と企業の環境行動への誘導
製造・流通事業者を含めた事業者によるプラスチック及び紙製容器包装等の自主回収及び廃棄物の発生抑制の促進のための、市による働きかけ		

基本施策	施策	計画事業（案）
3. 普及啓発の充実・拡充	(1) わかりやすい啓発活動	夏休みごみ探検隊
		3 R 環境啓発講座
		市民ワークショップ
		市民協働による排出指導の推進
		環境フェスタ
		ごみ排出実態調査の結果を踏まえて、世帯別、年代別等の実態に合ったわかりやすい啓発事業の実施(ライフスタイルを変える)
		包装の簡易化やマイバッグ活動の意義・取り組みを、市民・事業者に啓発
		環境にやさしい買い物キャンペーン
		マイボトル・マイカップキャンペーン
		食品ロス対策
		マイクロプラスチック問題への対応
	(2) 情報提供の推進	市報、市ホームページの内容の検討
		ごみアプリの運用
		ごみニュース
		ごみカレンダー
		ごみ便利帳の内容の充実
		ごみ処理コスト、環境負荷の周知
		ごみの行方、最終処分の広報
	(3) 環境学習	副読本をごみや環境問題に関する社会情勢の変化に合わせて改訂(副読本等を利用した環境教育の実施)
		ゲストティーチャー(出前講座)の実施
		小学4年生のクリーンセンター社会科見学を契機に、次の世代への環境学習を実施
		エコプラザ(仮称)におけるSDGsの達成に貢献する啓発事業の実施
	(4) 優良事業者への表彰制度の推進	ごみ減量資源化推進事業者(Ecoパートナー)認定表彰事業の推進(多量及び準多量事業所)
		事業所への指導項目をEcoパートナー表彰事業の項目と整合させ、併せて当該事業の周知と環境行動への誘導
		店頭回収や新聞販売店の自主回収の評価顕彰制度の構築

基本施策	施策	計画事業（案）
4. ごみ処理の効率化・環境負荷の低減	(1) ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減	資源ごみの収集頻度の見直し【平成31（2019）年4月】
		不燃物の収集頻度の見直し【平成31（2019）年4月】
		資源ごみの処理方法、処理施設の調査研究・検討
		ライフサイクルアセスメントの観点を取り入れた合理的な取組運搬体制の検討
		クリーンセンターの効率的な運営
		ごみ処理経費の抑制
	(2) 容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底	資源物の回収
		適正な分別についての啓発
		トータルの環境負荷低減、マイクロプラスチック問題への対応という見地から、合理的な収集・処理方法について継続的検討（サーマルリサイクルの可能性など）
		国等への要望
	(3) 小型家電リサイクルの検討(新規)	ピックアップ回収の継続（都市鉱山事業）
		イベント回収の実施
		小型家電拠点回収等の実施
	(4) 生ごみ・剪定枝・落ち葉等資源化処理の取り扱い	各主体に対して生ごみ等の減量・資源化の自主的な取り組みの啓発・推進
		(生ごみ等の減量・資源化について) 各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについての研究
		事業者に対する生ごみ減量資源化指導の拡充
		生ごみ堆肥化等家庭で可能な取り組みの紹介等をわかりやすく行う環境教育の充実
		将来的な広域連携による生ごみ資源化の研究
		剪定枝の資源化の在り方の検討
	(5) 集団回収のあり方の検討	集団回収制度の望ましい在り方、内容の見直しの検討
	(6) 拠点回収のあり方の検討	牛乳パックの回収
		家庭から出た廃食用油の回収
		年賀はがきの回収
		店頭回収や新聞販売店の自主回収の評価顕彰制度の構築（拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収の促進）

基本施策	施策	計画事業（案）
5. クリーンセンターの運営	(1) 新処理施設の安全・安心・安定稼働	クリーンセンターの安全・安心・安定した稼働
	(2) エネルギー供給システムの構築	エネルギー供給センターとしての新施設の建設にあたっての合理的なエネルギー供給手法の構築
		エネルギー管理計画に基づく組織設置とエネルギーの効率的利用
		市による業務責任者の配置による管理、及び、運営事業者によるセルフモニタリングの実施
		市による運営事業者に対する運営管理の要求水準書等に基づく指導・監督
		施設の運営管理について、市から運営協議会に報告
	(3) 環境啓発施設の整備	平成 32 (2020) 年度、環境啓発施設「エコプラザ（仮称）」の設置
	(4) 広域連携の検討	施設の長期的整備、突発的な故障などに対応するための、多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持
		施設の定期整備や緊急事態等に対応するため、近隣市とごみ処理の相互協力
		ごみ処理の相互協力、分別区分・資源化方法の統一、将来的なごみ処理の広域化についての近隣市との連携の可能性の検討
新処理施設稼働後のごみ処理施設のあり方の研究		
(5) その他の検討事項	資源の選別・圧縮梱包・保管について、効率的で環境負荷の少ない処理形態の調査・検討	
6. 最終処分	(1) 埋立処分量ゼロの維持・最終処分場の有効利用	埋立処分量ゼロの維持
		エコセメント事業を含め、埋立処分量ゼロを念頭とした次期中間処理システムの検討
		「三多摩は一つなり交流事業」（最終処分場のある日の出町民と武蔵野市民の相互理解を図るための様々な交流事業）の実施
(2) エコセメント事業への支援	エコセメントの率先使用	
7. 災害時の対応	(1) 災害時の体制整備	災害時廃棄物・がれき処理等のマニュアル整備

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

市の下水道整備事業については昭和40年代に大きな進展があり、昭和62年度には公共下水道の普及率は100%に達しました。これにより、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理されることとなりましたが、市内に一部残る水洗化されていない一般家庭の汲み取り式便所や、建築現場等の仮設トイレから排出されるし尿については、いまだに汲み取りによる収集運搬・処理が必要とされています。これらのし尿については一般廃棄物として市が民間委託により収集を行い、一部事務組合として武蔵村山市に設置された湖南衛生組合処理場へ運搬し処理しています。

昭和36年に設置された同組合は、公共下水道の進展とともにし尿及び汚泥の処理量が激減し、現在ではピーク時の100分の1程度となっています。また、設置後50年を経過した施設の老朽化の問題もあるため、より効率的な事業展開を行うため、総合的な整備事業を行い、処理量に見合った新処理施設が平成28年4月から稼働を開始しています。

表 1-13 公共下

年度	住民基本台帳人口 (A)	排水面積 (B):ha	処理面積 (C):ha	推定処理人口 (D)	水洗化人口 (E)	面積 (C/B)	処理対象 (D//A)	水洗化人口 (E/A)
平成24	138,582	1,073	1,073	138,582	138,573	100.0%	100.0%	99.99%
平成25	140,598	1,073	1,073	140,598	140,589	100.0%	100.0%	99.99%
平成26	142,108	1,073	1,073	142,108	142,099	100.0%	100.0%	99.99%
平成27	143,251	1,073	1,073	143,251	143,242	100.0%	100.0%	99.99%
平成28	143,864	1,073	1,073	143,864	143,855	100.0%	100.0%	99.99%
平成29	145,016	1,073	1,073	145,016	145,008	100.0%	100.0%	99.99%

*住民基本台帳人口は10月1日現在の数字、外国人登録人口を含む。

*水洗化人口には、し尿槽人口を含む。

表 1-14 し尿処理量の推移

年度	総人口 (人)	下水道人口 (人)	浄化槽人口 (人)	し尿人口 (人)	し尿収集量 (kL)	直営 (kL)	委託 (kL)	し尿槽清掃 (kL)
平成25	140,598	140,589	—	9	121	—	121	60
平成26	142,108	142,108	—	9	91	—	91	65
平成27	143,251	143,251	—	9	80	—	80	72
平成28	143,864	143,864	—	9	74	—	74	83
平成29	145,016	145,008	—	8	91	—	91	112

*住民基本台帳人口は10月1日現在の数字、外国人登録人口を含む。

*し尿収集量には、仮設便所汲取量を含む。

表 1-15 し尿処理施設の概要

設立年月日	昭和36年6月1日
名称	湖南衛生組合（湖南処理場）
所在地	東京都武蔵村山市大楠5丁目1番地
構成団体	武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市
組織	組合議会議員10名（平成23年4月1日より） 管理者1名、副管理者4名、監査委員2名 会計管理者1名 一般職員3名
能力	4. 1 k L / 日 前処理希釈放流方式

第2章 | 今後の取り組み

1. 基本方針

公共下水道の整備が完了していることから、し尿を含めた生活排水についてはすべて下水道での処理がなされるよう、未接続の家庭に対しても水洗化を働きかけます。また、これらの家庭および、毎年ある程度の発生が見込まれる仮設トイレやビルピットのし尿の収集・運搬・処理については適正な体制を維持します。

2. 災害時の対応

地震等の災害時においては、迅速かつ適正なし尿処理が必要となります。災害時に避難所等より発生するし尿の処理については、東京都と締結した覚書に基づき都の下水処理場である北多摩一号水再生センターに搬入・処理します。この運用が円滑に行えるよう、民間事業者と協力した搬入訓練も実施します。一方、発災後の状況によっては水洗式便所が使用不能になったり、バキュームカーによる収集運搬が困難になる事も考えられます。このため、災害時のし尿処理については家庭ごみの処理など一体的に検討を進めます。

第4部 計画の推進

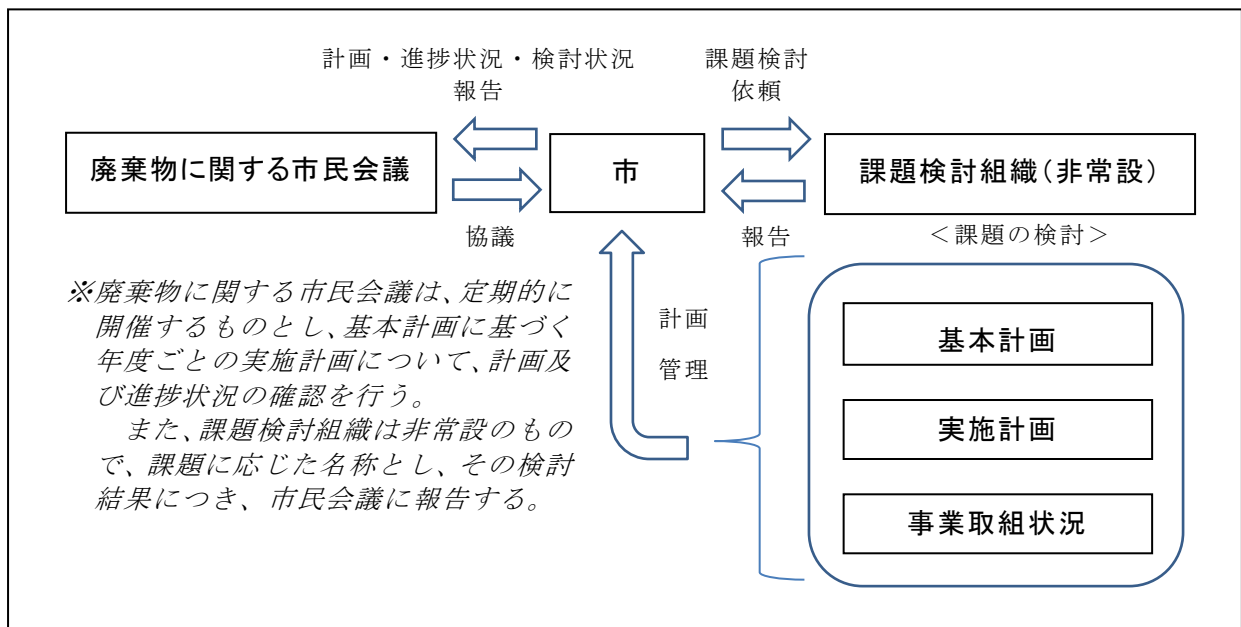
第1章 計画の推進

1. 計画の推進

(1) 進捗管理体制

本計画においては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、毎年度実施計画を策定します。廃棄物に関する市民会議は、定期的を開催するものとし、基本計画に基づく実施計画及び計画の進捗状況について市の報告を受けて協議し、確認を行います。ただし、別途必要な場合は、市民会議を行うものとします。

また、個別課題の検討が必要な場合は、その都度、課題検討組織を立ち上げ検討を行います。



(2) 廃棄物に関する市民会議による進捗管理スケジュール概要

開催時期	報告事項
6月～7月	○実施計画 ○前年度進捗状況報告（全体・主要事業）

*別途必要な場合は、会議を招集するものとする。

(3) 進捗状況の管理

進捗状況を確認するにあたっては、主要事業について、計画及び実績を簡潔に取りまとめ、廃棄物に関する市民会議に報告します。

(4) 課題検討組織の位置付け

基本計画の推進のため、必要な課題を検討する非常設の組織とします。市がその課題に応じた組織を立ち上げ、検討を行うものとします。

2. 進捗状況の公表

廃棄物に関する市民会議での確認後、基本計画に基づく実施計画の進捗状況を、ホームページなどで公表します。

第2編 武蔵野市災害廃棄物処理計画

はじめに

武蔵野市災害廃棄物処理計画（以下「本処理計画」という。）は、非常災害発生時、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を進めるために策定したものである。また、本処理計画に基づく災害廃棄物の処理の具体的な手順等については、「武蔵野市災害廃棄物対策マニュアル」を別途作成する。そのため、本計画においては、平時の被害想定や非常災害時における支援物資や避難所の開設等に関する事項等は含まれていない。

1-1 目的

非常災害により生じた一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理に当たっては、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のため、適正な処理を確保し、円滑・迅速に処理することを目的とする。

1-2 計画の位置付け

本処理計画は廃棄物処理法第 6 条の「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画」及び災害対策基本法の「武蔵野市地域防災計画」に基づき策定するもので、災害廃棄物の処理にあたり対象とする廃棄物及び業務の基本方針等について定めたものであり、本計画を基に災害廃棄物の処理を行う。

災害廃棄物処理の具体的な処理については、本処理計画に基づく災害廃棄物処理の具体的な手順等については、「武蔵野市災害廃棄物対策マニュアル」を別途作成し、同マニュアルに基づく処理を行う。

また、本市だけで災害廃棄物の処理が困難な場合な非常災害が発生した場合には、本処理計画に基づき、その災害に係る「武蔵野市災害廃棄物処理実行計画」（以下「処理実行計画」という。）を策定するものとする。

なお、本処理計画策定にあたっては下記の規定を準拠する。

（準拠規定）

- ・ 環境省「廃棄物処理施設整備計画」（平成 25 年 5 月閣議決定）、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画（関東ブロック）」※¹（関東地方環境事務所）
- ・ 東京都：「東京都廃棄物処理計画」及び「東京都地域防災計画」に基づく「東京都災害廃棄物処理計画」※²

（凡例）

※ 1 「関東ブロック地域協議会」の協議内容等を反映

※ 2 「震災発生時のがれき処理に関する情報交換会」（東京都主催）の事項等を反映

1-3 計画の対象

1. 対象とする災害廃棄物

本処理計画で対象とする廃棄物は、地震災害、水害等の自然災害により特に処理が必要となった廃棄物及びし尿とし、以下のものとする。また、一般廃棄物処理に関して、特に平時と異なる対応（例えば、一般家庭の粗大ごみの受入制限など）も必要になる。

(1) 災害廃棄物

地震や水害等の非常災害により被災した住民からの粗大ごみ、家庭ごみ（生活ごみは除く。）、被災建物の撤去（必要に応じて解体）等で発生する廃棄物とする。避難施設等の仮設トイレ等から搬出するし尿も含まれる。なお、原則、非常災害により被災した中小企業の事業所からの廃棄物も同様に扱う。但し、中小企業の事業所からの事業活動に伴う廃棄物は対象にしない。

(2) 一般廃棄物（家庭系・事業系）及び産業廃棄物

家庭系一般廃棄物は、通常生活で排出される生活ごみ、避難施設等で排出される生活ごみ、通常家庭のし尿である。また、非常災害時であっても事業者による事業活動に伴う廃棄物は、平時と同様に事業系一般廃棄物及び産業廃棄物に区分される。これらの廃棄物は、原則、平時と同様に処理することとする。但し、一般廃棄物の処理にあたり、必要に応じて制限等を設けることがある。

2. 対象業務

次の廃棄物の種類のうちの災害廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分とする。なお、災害規模によっては、被災建物の撤去（必要に応じて解体）業務も対象に追加することがある。

以下、これら対象業務を総称して「災害廃棄物処理事業」（単に「処理事業」ともいう。）と呼ぶ。この処理事業には、仮設的な災害廃棄物の集積場所の整備・運営（以下「一次仮置場」という。）、災害廃棄物の中間処理施設の整備・運営（以下「二次仮置場」という。）も含まれる。さらに、これらの事業執行に必要な処理実行計画の策定、国庫補助申請の事務等も対象業務になる。

表 2-1 対象業務

廃棄物の種類		概要	対象業務
一般 廃棄物	災害廃棄物	散乱、被災住民の排出、被災建物の撤去（必要に応じて解体）等の廃棄物	対象：市による収集運搬、中間処理、最終処分
	家庭系一般廃棄物	通常家庭、避難施設等の生活ごみ	対象外：市の通常処理。但し制限する可能性あり。
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴うごみ	同上
産業廃棄物		法定された、特定事業及び品目の廃棄物	対象外：（事業者自ら処理）

1-4 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1. 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理は、平時と同様に、市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保し、円滑かつ迅速に処理を進めるために、次の「武蔵野市災害廃棄物処理基本方針」（以下「処理基本方針」という。）を定める。

（災害廃棄物処理基本方針）

武蔵野市は災害廃棄物の処理に関する、次の8つの基本的な方針を定める。

第一 市民の生活環境の保全

市民の生活環境を保全するため、変化する状況に対応し、その都度優先度の高いものから迅速に災害廃棄物の撤去及び処理を進める。

第二 計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的な処理を推進する。

第三 迅速な対応・処理

早期の復旧・復興を図るため、変化する状況に対応に対応しながら迅速な処理を行う。

第四 埋立削減、再資源化の推進

災害廃棄物の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。

第五 環境面及び衛生面に配慮した処理

混乱した状況においても、環境面及び衛生面に配慮し、適正処理を推進する。

第六 安全の確保

仮置き場への搬入、搬出作業等において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。

第七 経済性に配慮した処理

災害廃棄物の処理にあたっては効率的に行い、経費の削減に努める。

第八 東京都、国、他の区市町村、関係機関等との連携協力

災害廃棄物の処理は原則、可能な限り市内で処理を行うものである。しかし、最終処分も含め、全ての処理を市内で行くことは不可能であることに留意し、東京都、国、他の区市町村、関係機関等との緊密な連携協力を努める。

2. 災害廃棄物処理の基本的な事項

（1）仮設的な処理施設等の迅速な整備

救助捜索活動の支障物の除去支援、被災住民の持込み等に対応するため、一時的に災害廃棄物の積替え保管を行う「一次仮置場」を災害発生直後に仮設で整備する。また、仮設的に災害廃棄物の中間処理を行う「二次仮置場」については市内に用地が見込めない場合は、多摩地域で共同で設置することを検討する。用地確保ができ次第、中間処理施設を整備し早期に本格的な処理を開始する。

(2) 非常災害時におけるごみ処理施設の利用

当市が管理運営する次のごみ処理施設では、災害発生直後に災害による影響の点検作業等を実施し、施設の稼働に支障のないこと及び電力・上水の供給確認、各薬剤の備蓄量の確認等を行い、ごみ処理を継続又は再開させる。また、運転継続に必要な薬剤等を可能な限り備蓄しておく。

表 2-2 本市のごみ処理施設

名称	処理能力	処理方法	処理対象	所在地
武蔵野クリーンセンター	120 t / 日	焼却	可燃ごみ	緑町 3 - 1 - 5
同 上	10 t / 5hr	破碎	不燃・粗大ごみ	同 上

(3) 選別作業の進め方

災害廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に進めるためにも徹底した選別作業が不可欠である、そのため、被災住民からの分別持込み、被災現場における分別の徹底、被災家屋の分別撤去（必要に応じて解体）、一次仮置場における粗選別、二次仮置場における選別処理の順に、上流側での選別作業を徹底する。

(4) 処理施設の所在地における優先順位

できる限り市内での処理を進め、次に東京都多摩地域内の処理施設、そして都内処理施設、それでも処理が困難な場合に、都外の処理施設で、市内で発生した災害廃棄物の処理を進める。

また、当市の災害廃棄物における都外の処理施設における処理は、東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月策定）によるものとする。

(5) 処理施設の種別優先順位

災害廃棄物の処理は、再資源化、中間処理（焼却（減容量化））、埋立処分の優先順位を設定した上で、処理施設の所在地及び前項を勘案して、次の処理の優先順位表を設定する。

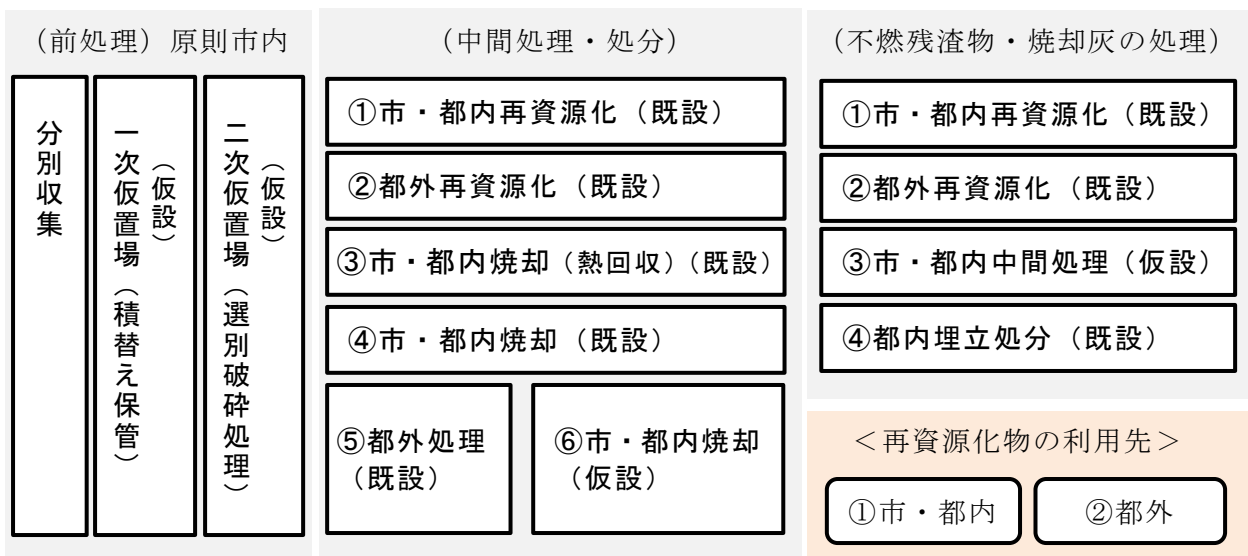


図 2-1 災害廃棄物処理の優先順位

(6) 大規模非常災害発生時の災害廃棄物処理について

大規模非常災害が発生し、当市だけでなく多摩地域市町村でも当該地域の複数の市町村で災害廃棄物の処理が困難になった場合において、前項までの基本的な事項を勘案して、多摩地域の市町村・一部事務組合、特別区及び東京都と連携した広域的な災害廃棄物処理体制を構築する。その処理体制を構築した上で、当市が行う「大規模災害発生時の災害廃棄物処理標準フロー」を図 2-2 に示す。

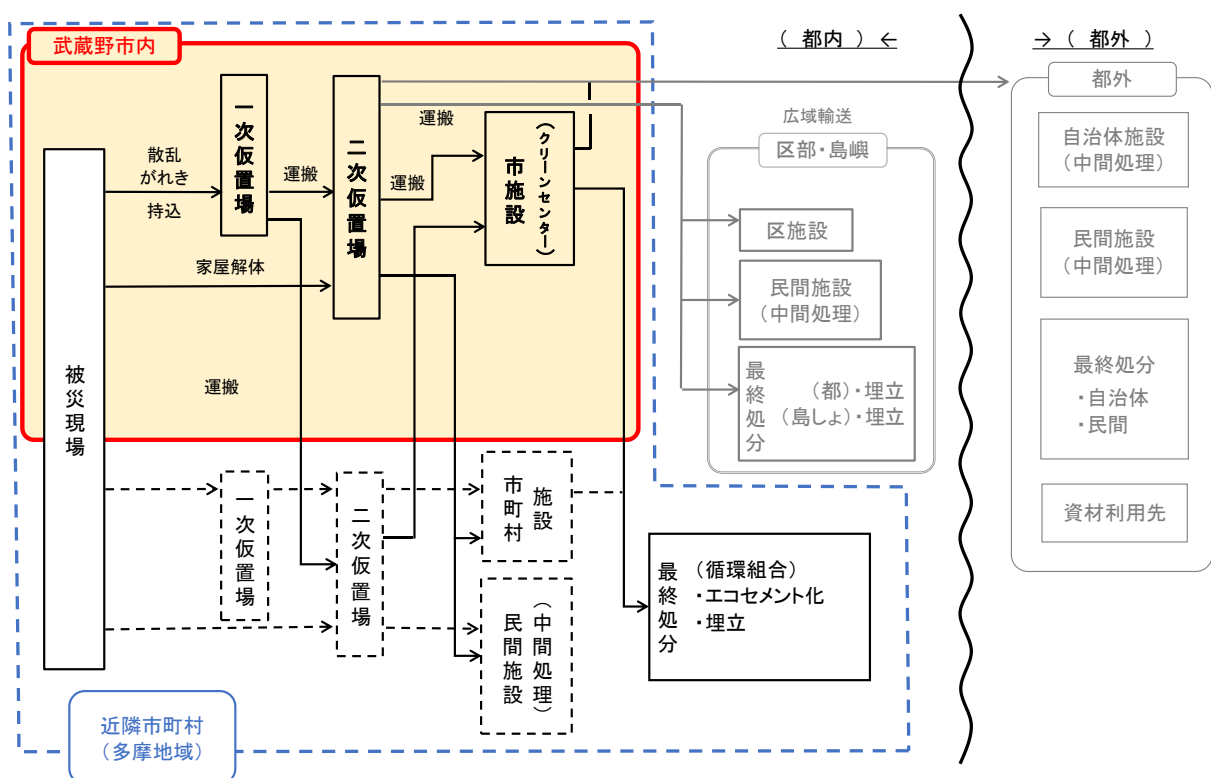


図 2-2 大規模非常災害発生時の災害廃棄物標準フロー

3. 一部事務組合、近隣市町村、東京都等との連携体制構築

(1) 東京たま広域資源循環組合との連携

平時、当市の一般廃棄物のうち可燃ごみの焼却残渣の再資源化及び不燃ごみの埋立処分を担う東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）とは、循環組合及びの循環組合の構成団体とともに災害廃棄物対策に係る協議を進め、非常災害発生時、循環組合の受入基準、搬入ルール等を定めた協定等の策定を促進する。

また、災害廃棄物が起因する埋立処分の量を極力低減し、埋立処分場の周辺住民への負担を軽減させるための方策を、循環組合及び循環組合の構成団体等とともに検討を進める。具体的な方策の一つとして、循環組合の構成団体による災害廃棄物の資源化、減容量化の方法をまとめた「災害廃棄物資源化・減容量化対策指針（仮称）」（以下「災害廃棄物リサイクル指針」という。）の策定などが挙げられる。また、このような指針が策定された場合は、この指針事項を、本処理計画に反映させる見直し改定を行うものとする。

さらに、周辺住民に対する説明を循環組合と構成団体とともに進め、必要に応じて地元住民等との協定等の締結に関して協力していく。

こうした取り組みによって、当市での非常災害発生時には、災害廃棄物リサイクル指針に沿った本処理計画の下で、災害廃棄物の資源化、減容量化対策を講じる。

(2) 東京都市町村清掃協議会及び三多摩地域清掃施設協議会との連携

当市が加入している東京都市町村清掃協議会及び三多摩地域清掃施設協議会（以下、この2団体を「協議会」という。）において、多摩地域市町村における災害廃棄物の共同処理、特別区との災害廃棄物処理に係る相互支援、東京都に対する事務委託のあり方等に関する検討を進め、多摩地域の市町村及び一部事務組合で「東京多摩地域市町村災害廃棄物処理の共同処理協定（仮称）」（以下「共同処理協定」という。）等の策定を目指す。

また、その共同処理協定に基づき、共同処理に係る部分の災害廃棄物処理計画として「東京多摩地域災害廃棄物共同処理計画」（以下「共同処理計画」という。）の策定を働きかける。その共同処理計画の策定にあたり、当市の処理計画を見直し改定を行う。

(3) 東京都環境局との連携

協議会が主体となって、多摩地域市町村全体で、非常災害発生時における災害廃棄物処理の一部を地方自治法に基づく事務委託に関する協議を進めるように促進する。具体的には、多摩地域市町村で発生した災害廃棄物が多摩地域内の処理施設だけで処理が困難な場合の多摩地域市町村の共同処理に関して、東京都環境局に一部の事務委託を要請して、東京都外での処理を進められるように、東京都災害廃棄物処理計画の位置付けることを、協議会から東京都へ働きかける。

4. 処理実行計画の策定

(1) 必要性の判断

非常災害発生後、災害廃棄物の要処理量の暫定値を算定後、市内だけで処理が困難と判断した場合に、直ちに処理実行計画の策定に着手する。

(2) 処理実行計画の策定方法

策定に着手した段階で、必要に応じて計画策定に関する支援業務を発注し、契約を行い、民間会社の支援の下で処理実行計画の策定を進めることを検討する。また、処理基本方針に則り、当該災害で発生した災害廃棄物の処理方針を定める。その上で、多摩地域市町村・一部事務組合、協議会、東京都環境局等との連携を図り、処理実行計画を策定する。

(3) 東京多摩地域災害廃棄物共同処理に係る処理実行計画の策定について

協議会が多摩地域市町村で発生した災害廃棄物が多摩地域内の処理施設だけで処理が困難な場合に、共同処理計画に基づき「東京多摩地域災害廃棄物共同処理実行計画（仮称）」（以下「共同処理実行計画」という。）を策定することを要請する。策定された共同処理実行計画を、当市の処理実行計画で位置付けるものとする。

表 2-3 処理実行計画策定の判断基準

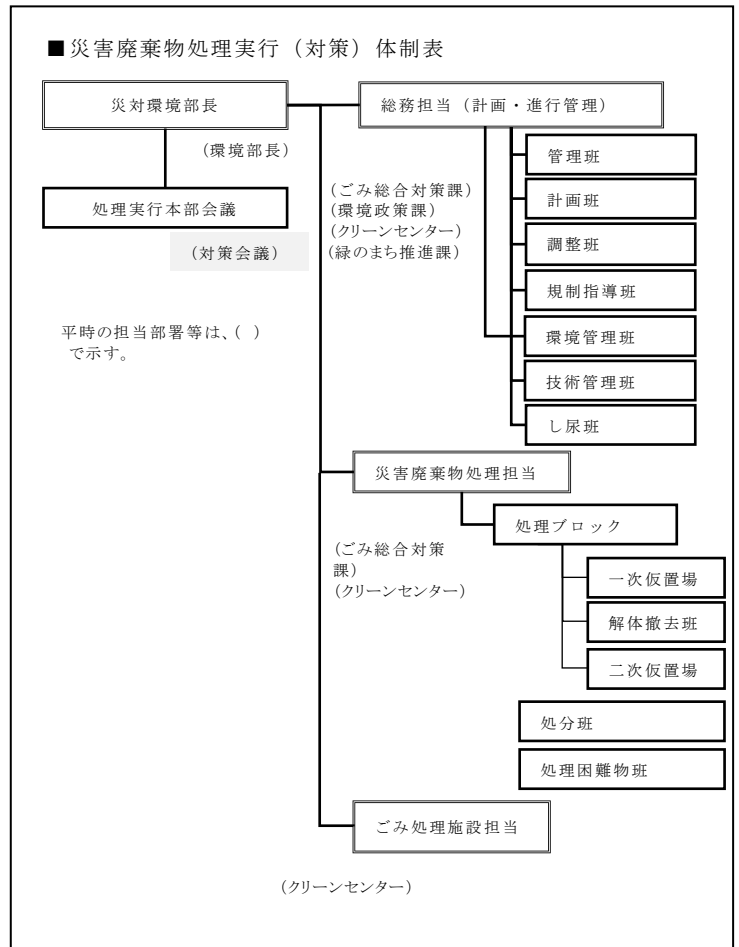
災害廃棄物の発生状況 (策定主体)	処理 実行計画 (当市)	共同処理 実行計画 (多摩地域 市町村)	都処理 実行計画 (東京都 環境局)
市内で処理可能	—	—	—
多摩地域内で処理が可能	○	—	—
都内で処理可能	○	○	—
都外での処理が必要	○	○	○

2-1 平時の備え（体制整備等）

1. 組織体制と役割分担

非常災害に備えた平時の災害廃棄物対策体制（以下「対策体制」という。）及び非常災害の発生直後、直ちに、処理実行本部長（武蔵野市環境部長）は災害廃棄物処理実行体制（以下「処理実行体制」という。）を、右に示す災害廃棄物処理実行（対策）体制表に基づく組織体制とする。

また、対策体制及び処理実行体制における各組織の役割分担を具体的に整理したものとして、「武蔵野市災害廃棄物処理役割分担表」を作成する。



2. 関係団体との連携

当市における災害廃棄物処理に、必要な関係団体との連携の方向性等に関して次に示す。また、「武蔵野市災害廃棄物処理関係団体の連絡先一覧表」を作成する。

表 2-4 関係団体との連携

関係団体名	項目	連携の方向性
東京都環境局	都外処理（広域処理）	協議会による共通ルールの方針策定を促進する。
東京たま広域資源循環組合	焼却灰の再資源化、不燃物の最終処分	循環組合及び組織団体による協定、災害時減容量化指針、地元協定等の策定を促進する。
東京都市町村清掃協議会	二次仮置場での共同処理、民間処理施設による処理、都外処理の総合調整	共同処理協定等の策定を促進する。
三多摩地域施設協議会	市町村・一部事務組合処理施設による処理	

3. 災害廃棄物対策マニュアルの整備

本処理計画は、非常災害時における包括的な行動を規定したものである。よって、各担当課において、本処理計画に示された基本的な事項を反映した、非常災害時にお

ける災害廃棄物処理事業に関する手順書（以下、単に「マニュアル」という。）を策定する。また、各担当課が作成したマニュアルは、総務担当管理班（ごみ総合対策課管理係）へ提出する（見直し改訂した場合も同様）。本処理計画及び各担当課のマニュアルは、総務担当管理班（ごみ総合対策課管理係）が一元的に管理する。

4. 初動対応マニュアルの指定

各担当課が策定するマニュアルのうち、次の初動対応時（非常災害発生後、約1ヵ月までの間）に必要なマニュアルは、本処理計画と同様に、災害廃棄物対策の各担当課の職員が携帯する。

図

No	項目	初動期 (1週間程度)	応急対応期 (1~3か月程度)	復旧・復興期 (数か月~1年)
1	災害廃棄物処理実行本部 業務	→		
2	市実行計画策定(量把握、 災害廃棄物、し尿等)	→		
3	調整業務(国、都、他団体)	→		
4	一次仮置場運営業務	→		
5	二次仮置場運営業務		→	

2-3 初動対応指定のマニュアル

2-2 初動期[発災後約1週間まで]

1. 初動対応の命令（処理実行本部長）

処理実行本部長（環境部長）の命令に従い、総務担当管理班は、各担当班（ごみ総合対策課、環境政策課、クリーンセンター等）に対し、本処理計画及び初動対応指定のマニュアルに基づく、処理事業の遂行を指示する。なお、各担当班は、次の場合は、本部長の命令が確認できなくても、マニュアルに従い処理事業に着手すること。

- ・地震：市内の1箇所以上で震度5弱以上が観測された場合
- ・水害：防災安全部長の指令が発せられた場合

2. 一次仮置場整備方針

災害廃棄物処理担当一次仮置場班は、救助捜索活動の支障物の搬入先を確保するため、被災現場の近隣の市有地を一次仮置場として整備する。また、被災者からの災害廃棄物の持込み場所の一次仮置場を指定する。

3. 要処理量の暫定値の算定

総務担当計画班は、災害廃棄物の要処理量の暫定値を算定する。

4. 災害廃棄物処理実行本部会議

総務担当管理班は、災害廃棄物処理実行本部会議（以下単に「本部会議」という。）を招集する。初動期及び応急対応期（前半）における本部会議の議題等は表 2-5 のとおりである。

表 2-5 災害発生直後の当面の本部会議

回数	主な議題	開催時期	
第1回	暫定値による処理事業概要	概ね2週目	暫定値の発表
第2回	処理方針の決定	概ね1ヵ月目	処理方針の発表
第3回	処理実行計画の決定	概ね2ヵ月目	処理実行計画の発表

5. 処理方針

総務担当計画班は、処理基本方針に基づき、災害廃棄物の暫定量を勘案して、次の事項を具体化した処理方針案を策定する。また、この方針において、当市の処理実行計画の策定の必要性については、「処理実行計画策定の判断基準」※を参考にする。なお、共同処理実行計画及び都処理実行計画は、各主体者が策定の有無を判断する。

※ p 55 の表（処理実行計画策定の判断基準）を参照

6. 二次仮置場の整備方針

総務担当技術管理班は、災害廃棄物の選別作業等の中間処理施設を整備する一定程度の敷地を有する二次仮置場については、市内での用地確保が不可能な場合、市外に用地を求める。

2-3 災害応急対応期[約1～3か月程度]

1. 処理実行計画の策定

総務担当計画班は、処理実行計画の原案を策定し、本部会議に諮り決定する。

処理実行本部長は、各担当班に対して、処理計画に基づく処理事業の遂行方法を、処理実行計画の策定後は、順次、処理実行計画に移行するよう指示する。

2. 災害査定対応

総務担当計画班は、被災現場及び一次仮置場の状況等を調査した上で、災害廃棄物の量の推計値（以下「推計量」という。）を算定し、処理実行計画で定めた処理方法に従い、処理事業の設計、積算して、災害等報告書を作成し東京都へ提出する。

3. 処理実行計画の改訂

総務担当計画班は、災害査定後、処理実行計画及びマニュアルに基づく推計値の変

更に対応した処理実行計画の改訂を行う。

4. 処理進行管理

総務担当計画班は、処理実行計画及びマニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて処理実行計画の見直し、改定を進める。また、必要に応じて、適宜、処理実績の公表、要処理量（見込）の算定を行う。

2-4 災害復旧・復興等

1. 処理進行管理

総務担当計画班は、処理実行計画及びマニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて処理実行計画の見直し、改定を進める。また、必要に応じて、適宜、処理実績の公表、要処理量（見込）の算定を行う。

2. 二次仮置場の用地返還計画

災害廃棄物処理担当二次仮置場班は、処理実行計画及びマニュアルに基づき、二次仮置場の仮設的な中間処理の完了後、用地返還するために必要な計画を策定し、地権者と交渉して決定する。用地返還計画に基づき、中間処理施設の解体、整地作業を行う。

2-5 災害廃棄物処理支援

本節は、大規模な災害が発生し、当市で被害がない場合又は災害廃棄物の量が当市内で1年以内に処理が可能な場合であって、他の区市町村（都内外）で、当該区市町村内で処理が難しく、処理の支援を要請した場合に災害廃棄物の処理を当市が支援する。

1. 災害廃棄物処理の支援体制整備

災害廃棄物処理の支援体制は、平時の災害廃棄物対策体制の一部をあて、表 2-6 のとおり担当班及びマニュアルを指定する。

表 2-6 支援担当班と支援の役割

支援担当班	平時の担当課	処理支援の役割
総務担当管理班	ごみ総合対策課管理係	処理支援要請の窓口
総務担当計画班	ごみ総合対策課減量企画係	処理支援実行計画の策定等
総務担当調整班	ごみ総合対策課管理係	国、都、他団体との連絡調整、一般廃棄物処理の事前協議の対応等
ごみ処理担当	クリーンセンター	災害廃棄物の処理、実務的な処理に関する連絡調整等

2. 処理支援

総務担当調整班が災害廃棄物の受入処理計画に関する調整等を所管し、ごみ処理施

設担当が災害廃棄物の受入処理に当たる。

3-1 処理計画の見直し

1. 定例会議の開催（年1回以上）

ごみ総合対策課管理係は、年度当初（毎年度4月）に「災害廃棄物対策会議」を開催し、本処理計画及び初動対応指定のマニュアルを配布し、情報共有を図るとともに、当該年度の対策訓練計画、国や東京都の災害廃棄物対策に係る研修等の案内を行う。また、人事異動に伴い、必要に応じて同様の会議を開催する。

2. マニュアルの更新・整備

ごみ総合対策課管理係は、当該年度の1月に年度末までに各担当課に対してマニュアルの更新及び見直しの依頼を行い、年度末までの提出を受け整合確認を行う。整合確認後、ごみ総合対策課管理係は更新後のマニュアルを整備する。

3. 臨時会議の開催

ごみ総合対策課管理係は、大規模災害発生時に処理支援をする場合や、大規模災害発生後、処理計画及び処理実行計画に基づく行動結果に基づき、処理計画を検証して、所要の見直しを行った場合に、臨時会議を開催する。

3-2 処理計画に基づく対策訓練情報連絡訓練

ごみ総合対策課管理係は、定例会議の開催後、速やかに担当課に対する情報伝達訓練を行う。

1. 図上訓練

ごみ総合対策課管理係が、毎年度概ね5月に当該市内で災害が発生したときの災害廃棄物処理実行本部体制を組織化する図上訓練を行う。この訓練成果を各担当課へフィードバックして、マニュアルの更新を促す。

2. 連携訓練

ごみ総合対策課管理係は、国、東京都等が行う災害廃棄物対策に関する訓練に参加要請があった場合に、積極的に対応する。

最後に

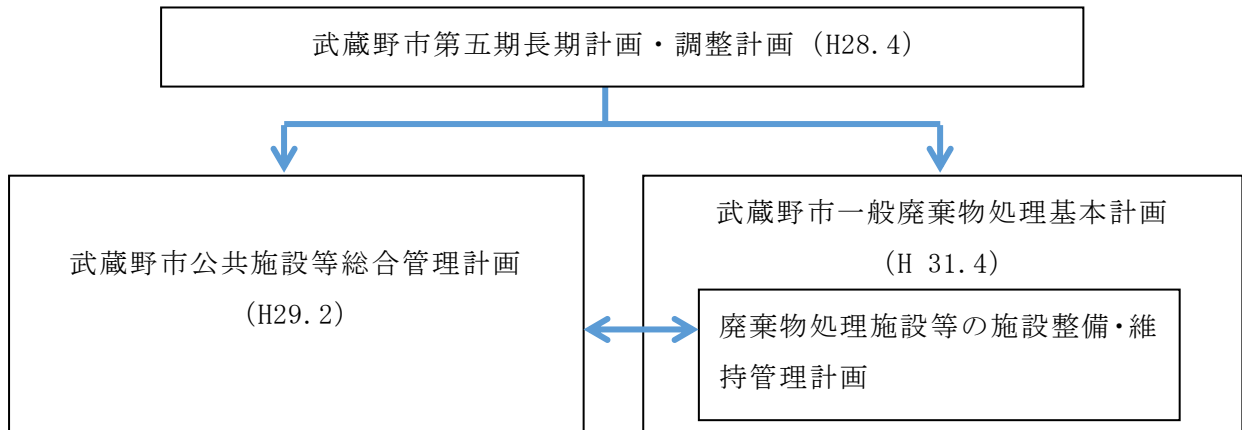
本処理計画は、武蔵野市において災害廃棄物の処理に関する事項としてとりまとめたものであり、非常災害により被害が甚大な場合は、当市内の処理施設だけでは完結しないことが想定される。そこで、当市が加入している循環組合、協議会と災害廃棄物対策の検討を働きかけて、災害発生時における災害廃棄物処理の実行性を担保し、本処理計画を随時見直していく。

第 3 編 廃棄物処理施設等の施設整備・維持管理計画

第 1 章 | 概要及び計画の位置づけ

廃棄物処理施設等の施設整備・維持管理計画は、市の最上位計画である基本構想・長期計画に基づく個別計画である一般廃棄物処理基本計画において、廃棄物処理等に係る施設の施設整備・維持管理を定めたものである。長期計画（調整計画）における基本施策や長期財政予測もしくは、公共施設等総合管理計画における廃棄物分野等の類型別方針を踏まえ、維持管理経費の低減化・平準化のため、今後の施設整備及び管理の方向性等を示すものである。なお、廃棄物処理施設等の施設整備・維持管理計画は、公共施設等総合管理計画の下位計画としても位置付けられる。計画の位置づけは以下の通り。

< 廃棄物処理施設等の施設整備・維持管理計画の位置づけ >



第 2 章 | 対象施設及び公共施設等総合管理計画における類型別方針

分野	施設区分	施設	検討内容・考え方
行政・その他	その他の施設	ミカレット(公衆便所) 4 施設	公衆便所は、駅周辺への設置を基本としており、他の公共施設や民間施設の代替機能についても配慮しながら、将来も適切に維持管理していく。駅周辺以外の施設は過去の経緯を踏まえつつ、その必要性を検討する。
緑・環境	ごみ処理施設	武蔵野クリーンセンター*	施設の建て替え後も、引き続き PPP (DBO 方式) により効率的・効果的な管理・運営を行っていく。
緑・環境	環境啓発施設	エコプラザ(仮称)	周辺まちづくりとの整合性や施設のあり方について、これまでの市民参加による検討を踏まえ、地域の意見を聞きながら全市的に議論を行っていく。

* 武蔵野市公共施設等総合管理計画の類型別方針に基づき上記表を作成したものである。

* 武蔵野市公共施設等総合管理計画には「新武蔵野クリーンセンター(仮称)」とあるが、施設完成後名

称が「武蔵野クリーンセンター」とされたため、その名称とした。

第3章 | 施設別の現状と今後の方向性

1. ミカレット（きちじょうじ・みたか・さかいみなみ・さくらづつみ）

（1）背景及び目的

「ミカレット」は主としては駅前の公衆トイレとして、駅前周辺地域における必要な施設として設置されたものである。法的な位置づけとしては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第五条6号）（「市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。」）に基づいた施設である。なお、「ミカレット」の名称は、「美化」と「トイレット」を合せた造語である。

（2）現状

ミカレットは、市内四か所に設置されている。吉祥寺駅、三鷹駅北口、武蔵境駅の駅前地域における公衆トイレとして三か所が設置され、また、UR所有地である桜堤団地中央公園における公衆トイレとして一か所が設置されている。

表 3-1 ミカレット(公衆便所)一覧

名称	住所	竣工	土地	建物	設備
① きちじょうじ	吉祥寺南町2-2	H26.3.31	45.82㎡	45.82㎡ 鉄骨造	男子 大2 / 小3 女子 2 多目的トイレ 1
② みたか	中町1-14	S45.9.28	43.20㎡	34.57㎡ 鉄筋コンクリート造	男子 大2 / 小3 女子 2 多目的トイレ 1
③ さかいみなみ	境南町2-3	H1.3.31	61.19㎡	32.68㎡ 鉄筋コンクリート造	男子 大2 / 小3 女子 2 (小児用小便器1) 多目的トイレ 1
④ さくらづつみ	桜堤2-1	H4.3.31	90.03㎡	36.00㎡ ※他に休憩所23.8㎡ 倉庫6.0㎡ 鉄筋コンクリート造	男子 大 / 小2 女子 2 多目的トイレ 1

（3）課題

駅前周辺の三カ所ミカレットは、主として鉄道やバスの利用者に利用されている施設であり、概ね、それらの利用者数に比例し利用されているものと考えられる。なお、ミカレットさくらづつみは、主として、桜堤団地公園の利用者に使用されているものである。

ミカレットみたかは昭和45年に建設され改築を重ねたものであり電気設備や配管設備等が老朽化している。また、ミカレットきちじょうじ以外の大便秘器は、だれでもトイレ以外、全て和式である。これらにつき、バリアフリー対応としての改修も望まれるところである。

特にミカレットみたかは、老朽化に伴い配管の不具合が生じているとともに、同様

の不具合が他の便器にも想定される状況にある。また、電気設備についても同様の状況である。

加えて、ミカレットさかいみなみは、現在、都市計画道路区域内に立地していることにも留意する必要がある。

また、ミカレットは、駅周辺への設置を基本としており、駅周辺以外の施設は過去の経緯を踏まえつつ、老朽化に伴う建替え等の際には、その必要性も含め検討するものである。

なお、公衆トイレの新設や移設に関しては、施設の性質上、一般的な必要性は共有されるが、周辺住民の理解が得られづらく、敷地確保については非常に困難であることを留意する必要がある。

(4) 管理方針

特に駅前周辺地域における公衆トイレは必要な施設であるため、衛生的であり、かつ、快適な状況となるよう、適切な維持管理が求められている。維持管理経費の低減化・平準化を図る中、施設の維持継続を行うため、施設及び設備の劣化状況等に応じて保全管理を行うとともに、機会を捉えて、和式便器の洋式化等のバリアフリー対応を行っていく。対策の優先度の考え方としては、機能の保全を最優先とする。

特に老朽化が進んでいるミカレットみたかについて、以下の工程表をもって望むものとする。

表 3-2 行程表

類型	施設名	建設年度	残耐用年数	老朽化度	利用状況	施設整備計画		効果
						平成31～35年度 (2019～2023)	平成36～40年度 (2024～2028)	
行政・その他分野（その他の施設）	ミカレットみたか	昭和45年 (1970)	11	D	駅利用者数に比例した利用者が見込まれる。	平成31～35年度 (2019～2023)	平成36～40年度 (2024～2028)	適切な維持管理・計画的な修繕により長寿命化が図れる。
		対策内容		【調査・検討】 当該期間中に築50年を過ぎ、更新の準備時期となる。老朽化に伴う機能が復旧できていない設備の更新について、早期に検討する。ただし、施設自体の残耐用年数が少ないことを踏まえ、構造の長寿命化についてもあわせて検討し、経費総額の低減の視点で、構造の補強等の大規模修繕が望ましい場合には、そのことも検討する。 上記の検討を踏まえ、施設の長寿命化を図るものである。	【予防保全】 日常的な予防保全と長寿命化を考慮した小規模な設備更新等を実施。			
		対策費用(百万円) *平成29年2月公共施設等総合管理計画における見込み		18.3				

【参考】老朽化度

本市における施設の耐用年数（60年）に対する残耐用年数の比。

A：築後10年以下、B：築後10年超～25年以下、C：築後25年超～35年以下（大規模改修時期）、
D：築後35年超～50年以下、E：築後50年超（更新の準備時期）

なお、上記の行程表における対策費用については、平成 29 年 2 月に策定された公共施設等総合管理計画において、当該施設の投資的経費としての更新費用も含めて見込まれた費用について、あくまで目安として記載した。現状の設備の不具合を踏まえ、今後の維持・修繕及び大規模改修等につき、詳細を検討する際には、上記対策費用を超えて費用が発生することも考えられる。その際には、中長期的な視野のもと、費用の低減に努めつつ詳細な検討を行い、機能保全のため必要な予算措置を行っていくものである。

2. 武蔵野クリーンセンター（工場棟、事務所棟）

（1）背景及び目的

本施設は、市唯一のごみ処理施設であり、市民生活に支障をきたさないよう、安定的なごみ処理を継続していくことが求められている。

現在の武蔵野クリーンセンターは、平成 20 年から様々な市民参加による委員会で議論を積み重ねながら、「整備用地」、「施設仕様」などを決定し、周辺住民の方々の理解のもとに施設建設を進めてきた。施設運営においても、初代クリーンセンター建設時より引き続き、「武蔵野クリーンセンター運営協議会」との連携により、安全かつ安定的なごみ処理を維持継続していく。

（2）現状

現在の武蔵野クリーンセンターは、平成 29 年 4 月から稼働開始をし、市内で発生する一般廃棄物を処理している。本市では初めての本格的な PPP(DBO 方式)事業として、民間事業者により 20 年間の施設運営を施設整備と合わせて一括発注している。民間ノウハウを取り入れながら、市と民間事業者の役割分担に応じた連携により、適正な管理を行っている。現在は、平成 31 年 6 月竣工に向け、別棟となる新管理棟と連絡通路の整備工事を進めている。

表 3-3 施設概要

住 所	緑町 3-1-5
稼 働	H29. 4. 1
敷地面積	17,000 m ²
延床面積	10,441.92 m ² （管理棟含む）
建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造
施設規模	焼却施設： 60 t / 日 × 2
	不燃・粗大ごみ処理施設： 10 t / 5 h

（3）課題

本市は単独でごみ処理を実施しているが、環境負荷や財政負担等を軽減し、より効率よくごみ処理を行うため、将来的な広域処理の可能性を含め、様々な角度から研究

する必要がある。

(4) 管理方針

施設運営においては20年間の契約【契約金額：10,101,000（千円）】を締結しており、施設の安全かつ安定的な運転の維持継続を図るため、民間事業者のノウハウを活かしながら、設備・機器類の重要度等並びに建築部位の劣化状況等に応じて、計画的に適切な保全管理を行う。

3. 武蔵野クリーンセンター（エコプラザ（仮称））

(1) 背景及び目的

エコプラザ（仮称）は、武蔵野クリーンセンターの建替えに伴う新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会の議論の中で、新クリーンセンター工場棟とともに、ライフスタイルの変化やごみの減量など環境啓発の拠点として提案された施設である。旧クリーンセンターの建物の一部（旧事務所棟、プラットホーム）を改修して使うことで、本市のごみ処理の歴史を次代に引き継ぐとともに、新クリーンセンターと連携して、ごみの発生を可能な限り抑制するまちを目指す。

平成29年2月に設置したエコプラザ（仮称）検討市民会議における議論を経て、平成30年11月に公表した「エコプラザ（仮称）の整備に向けた市の基本的な考え方」では、地球温暖化を背景に、「日々の暮らしの中に環境問題があることを知り」、「気づきを環境に配慮した行動に結びつけ」、「一人ひとりの行動をつなぎ地域ぐるみの取り組みへと広げ」、さらには「市全域へと拡大し、より良いまちづくりを目指す」としている。エコプラザ（仮称）では、多様な環境分野の活動を通じて、持続可能な地域づくりを目指すことで、SDGs達成に貢献する。

(2) 現状

平成32（2020）年11月の開設に向け、管理運営方針案の作成や施設改修工事の設計、減築部分（旧事務所棟3階）の解体工事を進めている。

(3) 課題

運営に係るコストとのバランスを勘案しながら、省エネルギー化、低炭素化に資する施設を目指し、整備を進める。

(4) 管理方針

施設改修工事に際しては、全面的に設備機器の更新やバリアフリー化を行う。現在建築中であるため、本計画での類型別施設計画では具体的な計画を記載しないが、次回改定時に保全計画を策定し、施設及び設備の劣化状況に応じて適切な保全管理を行う。